

日 程：平成30年6月5日（火）
時 間：午後2時00分～午後4時30分まで
場 所：羽村市生涯学習センターゆとろぎ小ホール

平成30年度 全国安全週間説明会
第13次労働災害防止計画について
青梅労働基準監督署



平成30年度全国安全週間

スローガン

新たな視点でみつめる職場 創意と工夫で安全管理
惜しまぬ努力で築くゼロ災

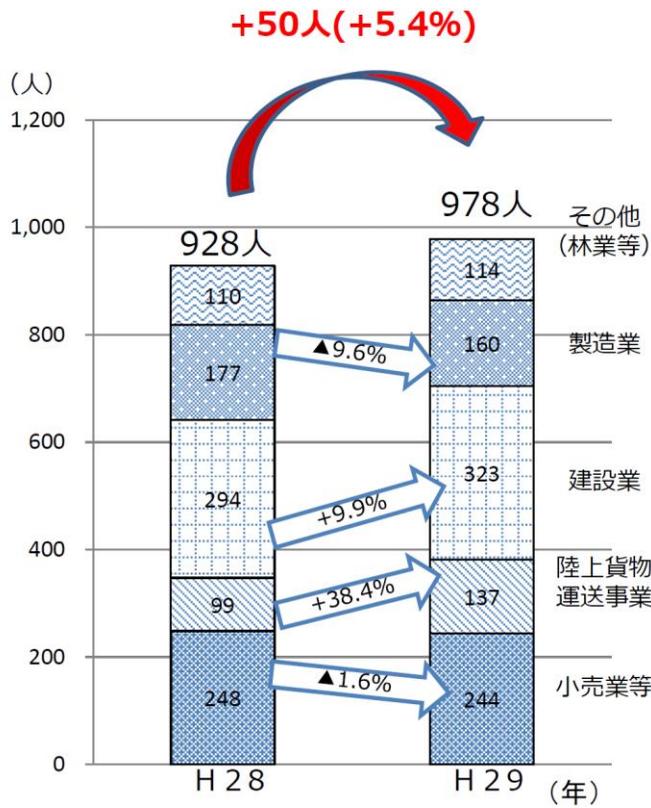
目次



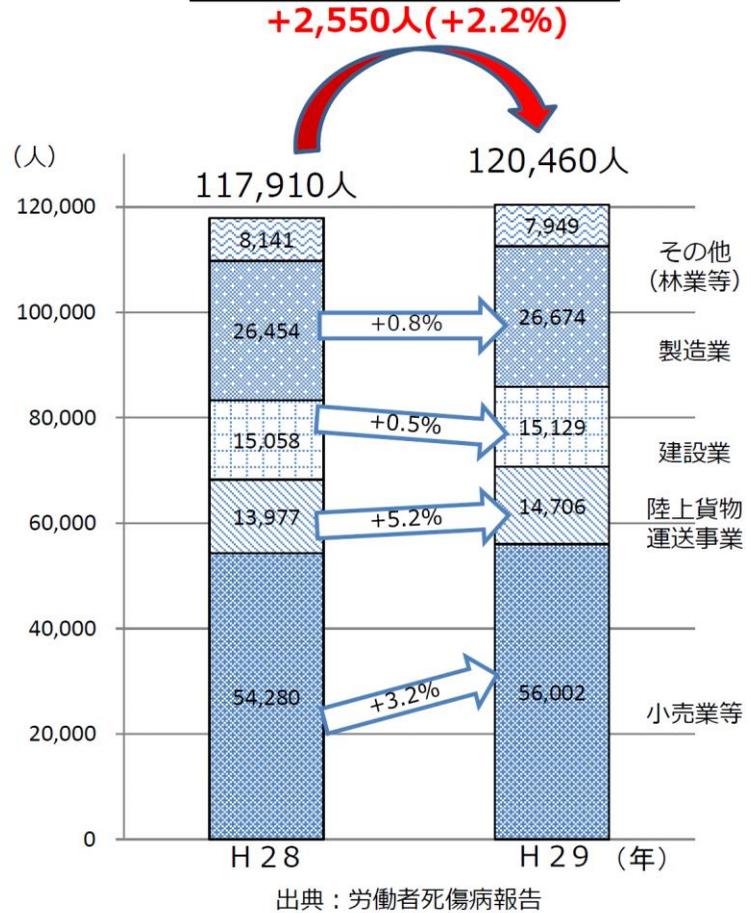
- 労働災害発生状況等〔全国〕・・・ 1
- 青梅署12次防実績・・・ 9
- 第13次 東京労働局
労働災害防止計画・・・ 10
- **青梅労働基準監督署
第13次労働災害防止計画・・・ 16**
- はしごや脚立からの墜落・転落
災害をなくしましょう！・・・ 19
- 建設業における職長及び安全
衛生責任者の能力向上教育に
準じた教育を実施しましょう・・・ 23
- 現場特有のリスクに応じた実効性
のある「新規入場者教育」
を実施しましょう・・・ 24
- 働く人に安全で安心な
店舗・施設づくり推進運動・・・ 25
- 陸上貨物運送事業における
重大な労働災害を防ぐためには・・・ 29
- 職場における
転倒災害を防ぎましょう・・・ 40
- 【映像教材】滑りによる
転倒災害を防止しましょう・・・ 42
- **青梅署 STOP！
転倒災害プロジェクト・・・ 43**
- STOP！熱中症
クールワークキャンペーン・・・ 44
- 機械安全規格を活用して
労働災害を防ぎましょう・・・ 46
- 化学物質 リスクアセスメント
を実施しましょう・・・ 54
- その他労働衛生関係
リーフレットのご案内・・・ 55

平成29年 労働災害発生状況 (確定値)

死亡災害



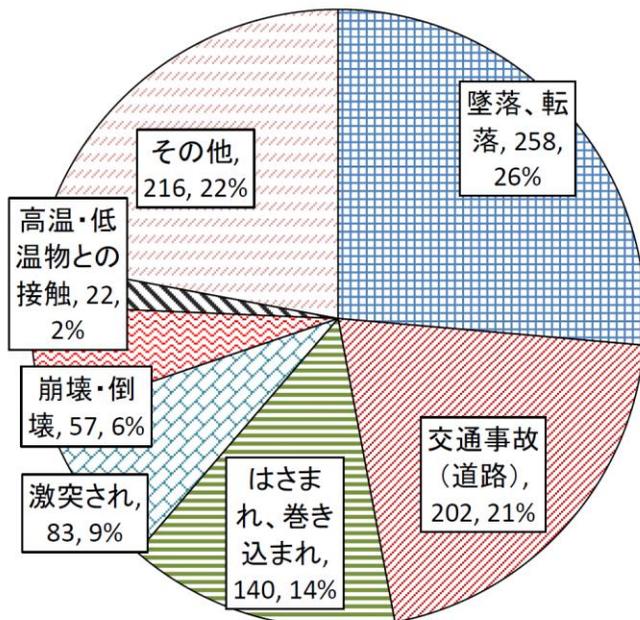
休業4日以上之死傷災害



平成29年事故の型別労働災害発生状況(確定値)

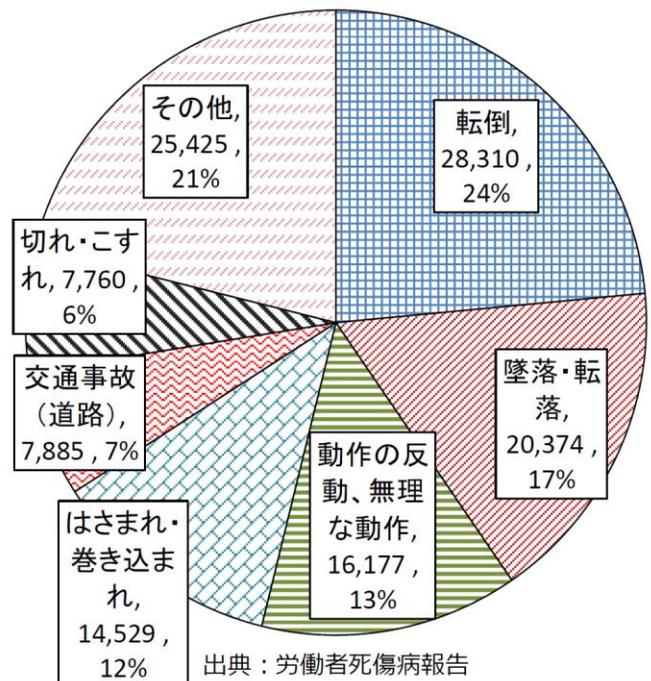
死亡災害

978人、前年同期比+5.4%



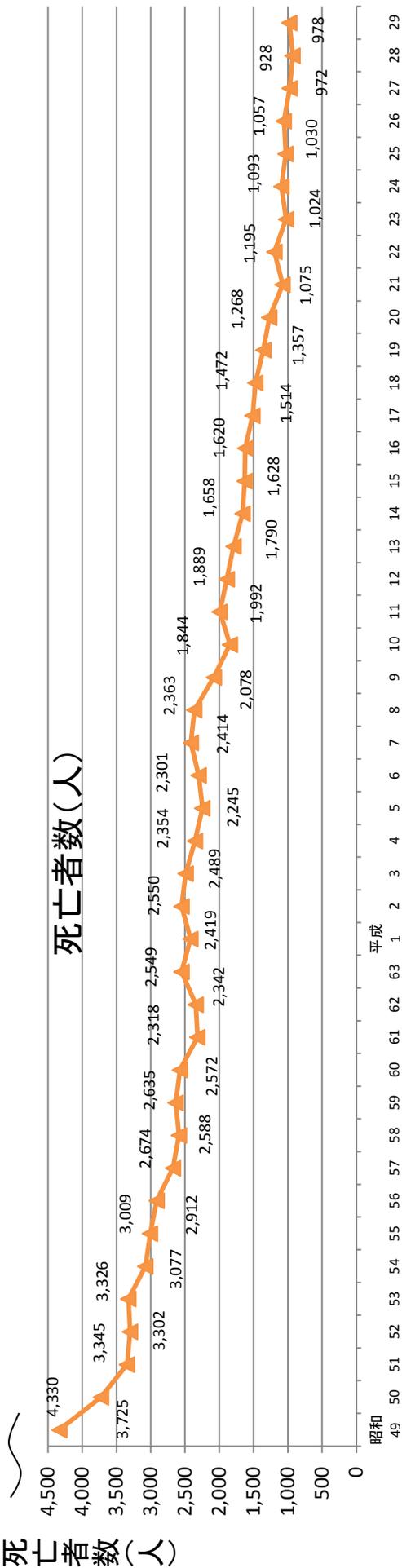
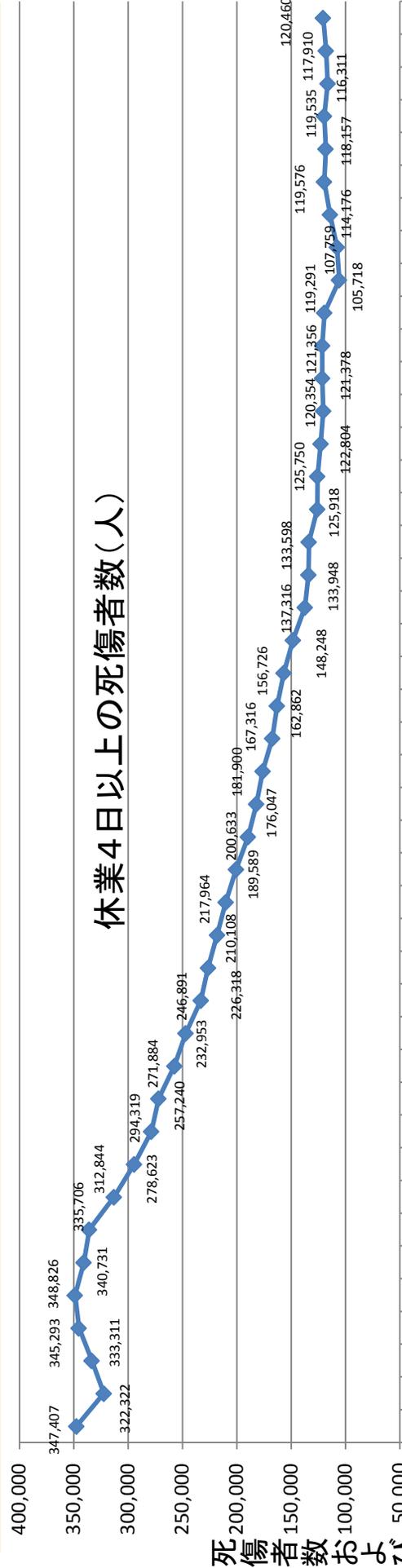
休業4日以上之死傷災害

120,460人、前年同期比+2.2%



労働災害発生状況の推移

- ・ 死亡者数は、長期的には減少傾向にあるが、3年ぶりに増加した。
- ・ 休業4日以上の死傷者数は、陸上貨物運送事業や第三次産業で増加するなどして、2年連続で増加した。



出典：平成23年までは、労災保険給付データ(労災非適用事業を含む)、労働者死傷病報告、死亡災害報告より作成
平成24年からは、労働者死傷病報告、死亡災害報告より作成

平成29年における死傷災害発生状況（死亡災害及び休業4日以上死傷災害）

（確定）

業種	平成29年(1月～12月)		平成28年(1月～12月)		対28年比較	
	死傷者数(人)	構成比(%)	死傷者数(人)	構成比(%)	増減数(人)	増減率(%)
全産業	120,460	100.0	117,910	100.0	2,550	2.2
製造業	26,674	22.1	26,454	22.4	220	0.8
鉱業	209	0.2	184	0.2	25	13.6
建設業	15,129	12.6	15,058	12.8	71	0.5
交通運輸事業	3,314	2.8	3,340	2.8	-26	-0.8
陸上貨物運送事業	14,706	12.2	13,977	11.9	729	5.2
港湾運送業	331	0.3	286	0.2	45	15.7
林業	1,314	1.1	1,561	1.3	-247	-15.8
農業、畜産・水産業	2,781	2.3	2,770	2.3	11	0.4
第三次産業	56,002	46.5	54,280	46.0	1,722	3.2

- (注) 1 労働者死傷病報告より作成したもの。
2 「-」は減少を示す。

平成29年における死傷災害発生状況（死亡災害及び休業4日以上死傷災害）

（確定）

業種	平成29年(1月～12月)		平成28年(1月～12月)		対28年比較	
	死傷者数(人)	構成比(%)	死傷者数(人)	構成比(%)	増減数(人)	増減率(%)
第三次産業	56,002	100.0	54,280	100.0	1,722	3.2
商業	18,270	32.6	17,693	32.6	577	3.3
うち小売業	13,881	-	13,444	-	437	3.3
金融・広告	1,419	2.5	1,366	2.5	53	3.9
通信	2,393	4.3	2,396	4.4	-3	-0.1
保健衛生業	12,106	21.6	11,513	21.2	593	5.2
うち社会福祉施設	8,738	-	8,281	-	457	5.5
接客・娯楽	8,621	15.4	8,489	15.6	132	1.6
うち飲食店	4,721	-	4,791	-	-70	-1.5
清掃・と畜	5,953	10.6	6,018	11.1	-65	-1.1
警備業	1,603	2.9	1,472	2.7	131	8.9
その他	5,637	10.1	5,333	9.8	304	5.7

- (注) 1 労働者死傷病報告より作成したもの。
2 「-」は減少を示す。
3 「その他」は教育研究、映画演劇業等の合計値である。

業種、事故の型別死傷災害発生状況（平成29年）

(確定)

	墜落・転落	転倒	激突	飛来・落下	崩壊・倒壊	激突され	はさまれ・巻き込まれ	切れ・こすれ	踏抜き	おぼれ	高温・低温物との接触	有害物との接触	感電	爆発	破裂	火災	交通事故（道路）	交通事故（その他）	動作の反動・無理な動作	その他	分類不能	合計
全産業	20,374	28,310	6,111	6,376	2,212	5,119	14,529	7,760	252	44	2,889	521	81	67	45	44	7,885	98	16,177	1,291	275	120,460
製造業	2,842	5,088	1,171	2,039	563	1,129	7,159	2,523	42	4	908	227	28	33	18	17	299	14	2,433	103	34	26,674
鉱業	58	26	8	14	8	13	48	8	1	0	4	2	0	1	0	0	7	0	9	2	0	209
建設業	5,163	1,573	680	1,478	497	734	1,663	1,312	98	10	210	76	27	10	7	11	587	8	880	95	10	15,129
交通運輸事業	262	704	149	28	5	95	147	21	2	2	38	19	0	2	0	0	1,123	12	574	112	19	3,314
陸上貨物運送事業	4,192	2,240	1,130	748	431	802	1,606	160	22	0	116	17	1	4	4	1	916	7	2,203	79	27	14,706
港湾運送業	86	43	29	19	7	22	68	5	0	2	6	0	1	0	0	0	14	0	29	0	0	331
林業	142	132	41	217	49	282	67	295	4	1	9	1	0	0	0	1	9	0	50	14	0	1,314
農業、畜産・水産業	682	427	125	141	15	333	459	204	6	7	31	14	0	3	0	1	47	6	234	43	3	2,781
第三次産業	6,947	18,077	2,778	1,692	637	1,709	3,312	3,232	77	18	1,567	165	24	14	16	13	4,883	51	9,765	843	182	56,002

(注) 労働者死傷病報告より作成したもの。

業種、事故の型別死傷災害発生状況（平成29年）

(確定)

業種欄「第三次産業」の内訳

	墜落・転落	転倒	激突	飛来・落下	崩壊・倒壊	激突され	はさまれ・巻き込まれ	切れ・こすれ	踏抜き	おぼれ	高温・低温物との接触	有害物との接触	感電	爆発	破裂	火災	交通事故（道路）	交通事故（その他）	動作の反動・無理な動作	その他	分類不能	合計
商業	2,354	5,899	897	709	323	583	1,352	1,221	21	4	364	33	6	4	8	4	1,792	16	2,531	120	29	18,270
うち小売業	1,512	4,881	653	460	240	359	806	1,014	18	4	318	18	4	3	5	4	1,520	12	1,932	94	24	13,881
金融・広告	233	470	49	16	6	28	17	6	1	0	4	1	1	0	0	0	456	2	115	12	2	1,419
通信	186	598	97	38	42	44	126	9	2	0	6	1	0	0	0	0	922	7	295	15	5	2,393
保健衛生業	829	4,143	541	135	40	422	328	314	6	1	150	22	1	1	0	0	659	5	3,991	426	92	12,106
うち社会福祉施設	555	2,893	386	99	33	310	205	230	3	1	118	10	1	1	0	0	545	5	2,983	291	69	8,738
接客・娯楽	935	2,753	435	333	76	207	358	1,217	10	4	866	43	6	2	2	8	210	6	1,044	89	17	8,621
うち飲食店	354	1,349	206	149	27	44	175	1,015	8	0	764	33	2	2	2	4	161	1	375	41	9	4,721
清掃・と畜	1,193	1,898	363	237	61	180	661	230	29	3	71	33	3	4	3	0	193	3	738	43	7	5,953
警備業	194	600	71	40	15	60	76	14	1	2	41	1	1	0	0	1	252	5	186	34	9	1,603
その他	1,023	1,716	325	184	74	185	394	221	7	4	65	31	6	3	3	0	399	7	865	104	21	5,637

(注) 労働者死傷病報告より作成したもの。

業種、事故の型別死傷災害発生状況（対前年増減）

(確定)

	墜落・転落	転倒	激突	飛来・落下	崩壊・倒壊	激突され	はさまれ・巻き込まれ	切れ・こすれ	踏抜き	おぼれ	高温・低温物との接触	有害物との接触	感電	爆発	破裂	火災	交通事故（道路）	交通事故（その他）	動作の反動・無理な動作	その他	分類不能	合計
全産業	280	1,158	250	-224	-49	137	393	-357	2	8	58	38	-18	9	-15	-37	-240	10	1,096	35	16	2,550
製造業	-40	111	12	-83	-83	44	142	-78	-9	-2	42	19	-10	3	-1	-20	-24	8	185	-9	13	220
鉱業	3	2	-2	-2	5	5	2	5	1	-1	1	2	0	1	0	0	1	0	1	1	0	25
建設業	-21	61	12	21	22	0	78	-110	2	4	2	-19	-8	6	-1	-5	-71	4	67	27	0	71
交通運輸事業	-21	46	-29	-14	-1	-1	17	5	1	1	10	9	-3	2	0	0	-116	7	72	8	-19	-26
陸上貨物運送事業	241	190	64	-30	34	59	12	-24	1	0	24	6	0	3	-3	1	-10	0	147	10	4	729
港湾運送業	20	8	12	-16	0	-5	15	0	-2	0	-3	-1	0	0	0	-1	8	0	11	-1	0	45
林業	-15	-40	10	-42	-27	-65	-17	-21	-3	1	-9	-2	-3	0	0	0	-1	0	-9	-2	-2	-247
農業、畜産・水産業	-26	-28	4	12	-9	9	41	-4	-2	1	-2	2	-2	3	-1	1	1	5	1	4	1	11
第三次産業	139	808	167	-70	10	91	103	-130	13	4	-7	22	8	-9	-9	-13	-28	-14	621	-3	19	1,722

(注) 労働者死傷病報告より作成したもの。

業種、事故の型別死傷災害発生状況（対前年増減）

(確定)

業種欄「第三次産業」の内訳

	墜落・転落	転倒	激突	飛来・落下	崩壊・倒壊	激突され	はさまれ・巻き込まれ	切れ・こすれ	踏抜き	おぼれ	高温・低温物との接触	有害物との接触	感電	爆発	破裂	火災	交通事故（道路）	交通事故（その他）	動作の反動・無理な動作	その他	分類不能	合計
商業	-23	363	63	-51	-3	43	52	-65	2	2	6	0	2	-4	-5	-7	24	1	176	4	-3	577
うち小売業	-60	300	74	-19	-1	19	13	-55	5	3	4	1	2	-4	-7	-4	21	-1	138	6	2	437
金融・広告	33	14	16	11	2	4	4	-5	-1	0	1	0	1	0	0	0	-32	-3	6	5	-3	53
通信	27	7	6	-1	11	-3	19	-3	1	0	1	-1	0	0	0	-1	-70	-4	5	-1	4	-3
保健衛生業	-25	258	-14	6	-6	54	23	36	-2	-1	21	4	-1	1	-1	-2	1	-9	269	-29	10	593
うち社会福祉施設	-10	207	-22	17	8	38	6	25	-2	0	24	0	0	1	0	-2	-5	-4	190	-27	13	457
接客・娯楽	65	109	30	-10	0	5	-38	-78	1	3	-49	15	3	-1	-1	-2	21	0	57	-4	6	132
うち飲食店	41	16	5	-5	-5	6	-14	-90	5	-1	-47	14	-1	-1	-1	0	1	-1	-7	14	1	-70
清掃・と畜	6	-82	16	-25	1	-22	23	-18	14	1	3	-11	0	-3	-2	-2	36	2	-14	13	-1	-65
警備業	27	60	10	6	2	-8	-12	5	1	0	8	-1	0	0	0	1	24	0	-2	9	1	131
その他	29	79	40	-6	3	18	32	-2	-3	-1	2	16	3	-2	0	0	-32	-1	124	0	5	304

(注) 労働者死傷病報告より作成したもの。

平成29年における死亡災害発生状況 (確定)

(確定)

業種	平成29年(1月～12月)		平成28年(1月～12月)		平成27年(1月～12月)		対28年比較		対27年比較	
	死亡者数(人)	構成比(%)	死亡者数(人)	構成比(%)	死亡者数(人)	構成比(%)	増減数(人)	増減率(%)	増減数(人)	増減率(%)
全産業	978	100.0	928	100.0	972	100.0	50	5.4%	6	0.6%
製造業	160	16.4	177	19.1	160	16.5	-17	-9.6%	0	0.0%
鉱業	13	1.3	7	0.8	10	1.0	6	85.7%	3	30.0%
建設業	323	33.0	294	31.7	327	33.6	29	9.9%	-4	-1.2%
交通運輸事業	18	1.8	16	1.7	22	2.3	2	12.5%	-4	-18.2%
陸上貨物運送事業	137	14.0	99	10.7	125	12.9	38	38.4%	12	9.6%
港湾運送業	8	0.8	10	1.1	8	0.8	-2	-20.0%	0	0.0%
林業	40	4.1	41	4.4	38	3.9	-1	-2.4%	2	5.3%
農業、畜産・水産業	35	3.6	36	3.9	34	3.5	-1	-2.8%	1	2.9%
第三次産業	244	24.9	248	26.7	248	25.5	-4	-1.6%	-4	-1.6%

- (注) 1 死亡災害報告より作成したもの
 2 「-」は減少を示す。
 3 「第三次産業」については別掲。

平成29年における死亡災害発生状況 (確定)

(確定)

業種	平成29年(1月～12月)		平成28年(1月～12月)		平成27年(1月～12月)		対28年比較		対27年比較	
	死亡者数(人)	構成比(%)	死亡者数(人)	構成比(%)	死亡者数(人)	構成比(%)	増減数(人)	増減率(%)	増減数(人)	増減率(%)
第三次産業	244	100.0	248	100.0	248	100.0	-4	-1.6%	-4	-1.6%
商業	92	37.7	92	37.1	92	37.1	0	0.0%	0	0.0%
うち小売業	62	-	59	-	58	-	3	5.1%	4	6.9%
金融・広告	4	1.6	8	3.2	5	2.0	-4	-50.0%	-1	-20.0%
通信	3	1.2	3	1.2	5	2.0	0	0.0%	-2	-40.0%
保健衛生業	6	2.5	13	5.2	8	3.2	-7	-53.8%	-2	-25.0%
うち社会福祉施設	4	-	11	-	7	-	-7	-63.6%	-3	-42.9%
接客・娯楽	20	8.2	14	5.6	14	5.6	6	42.9%	6	42.9%
うち飲食店	7	-	2	-	5	-	5	250.0%	2	40.0%
清掃・と畜	44	18.0	41	16.5	41	16.5	3	7.3%	3	7.3%
警備業	33	13.5	23	9.3	29	11.7	10	43.5%	4	13.8%
その他	42	17.2	54	21.8	54	21.8	-12	-22.2%	-12	-22.2%

- (注) 1 死亡災害報告より作成したもの
 2 「-」は減少を示す。
 3 「その他」は教育研究、映画演劇業等の合計値である。

業種、事故の型別死亡災害発生状況（平成29年）

(確定)

	墜落・転落	転倒	激突	飛来・落下	崩壊・倒壊	激突され	はさまれ・巻き込まれ	切れ・こすれ	踏抜き	おぼれ	高温・低温物との接触	有害物との接触	感電	爆発	破裂	火災	交通事故（道路）	交通事故（その他）	動作の反動・無理な動作	その他	分類不能	合計
全産業	258	22	3	43	57	83	140	0	0	38	22	13	9	6	1	5	202	12	0	60	4	978
製造業	28	2	2	7	9	16	51	0	0	3	6	8	3	5	1	3	10	0	0	6	0	160
鉱業	5	0	0	2	2	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	13
建設業	135	7	0	19	28	23	28	0	0	8	8	3	5	0	0	1	50	1	0	5	2	323
交通運輸事業	1	0	0	0	1	1	2	0	0	2	0	0	0	0	0	0	5	6	0	0	0	18
陸上貨物運送事業	19	1	0	8	7	5	19	0	0	0	0	0	0	0	0	0	57	0	0	20	1	137
港湾運送業	1	0	0	1	0	1	3	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8
林業	3	1	0	4	6	21	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	40
農業、畜産・水産業	10	3	0	1	0	1	10	0	0	5	2	0	0	0	0	0	0	2	0	1	0	35
第三次産業	56	8	1	1	4	13	21	0	0	18	6	2	1	1	0	1	79	3	0	28	1	244

(注) 死亡災害報告より作成したもの。

業種、事故の型別死亡災害発生状況（平成29年）

(確定)

業種欄「第三次産業」の内訳

	墜落・転落	転倒	激突	飛来・落下	崩壊・倒壊	激突され	はさまれ・巻き込まれ	切れ・こすれ	踏抜き	おぼれ	高温・低温物との接触	有害物との接触	感電	爆発	破裂	火災	交通事故（道路）	交通事故（その他）	動作の反動・無理な動作	その他	分類不能	合計
商業	19	4	1	1	1	4	3	0	0	4	1	0	1	0	0	1	38	0	0	14	0	92
うち小売業	9	2	0	1	1	1	2	0	0	3	1	0	0	0	0	1	31	0	0	10	0	62
金融・広告	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	0	0	0	4
通信	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	3
保健衛生業	2	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	2	0	0	1	0	6
うち社会福祉施設	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	4
接客・娯楽	4	2	0	0	1	1	1	0	0	4	1	0	0	0	0	0	3	0	0	3	0	20
うち飲食店	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	2	0	7
清掃・と畜	18	0	0	0	1	4	10	0	0	3	1	1	0	0	0	0	6	0	0	0	0	44
警備業	2	2	0	0	0	4	3	0	0	2	2	0	0	0	0	0	14	2	0	2	0	33
その他	10	0	0	0	1	0	4	0	0	4	0	1	0	1	0	0	12	0	0	8	1	42

(注) 死亡災害報告より作成したもの。

業種、事故の型別死亡災害発生状況（対前年増減）

（確定）

	墜落・転落	転倒	激突	飛来・落下	崩壊・倒壊	激突され	はさまれ・巻き込まれ	切れ・こすれ	踏抜き	おぼれ	高温・低温物との接触	有害物との接触	感電	爆発	破裂	火災	交通事故（道路）	交通事故（その他）	動作の反動・無理な動作	その他	分類不能	合計
全産業	26	-2	0	2	0	5	8	0	-2	7	6	4	-2	3	-5	2	-16	11	-1	2	2	50
製造業	3	-4	2	-7	-5	3	-11	0	-1	-2	3	5	1	4	-2	2	1	0	-1	-7	-1	-17
鉱業	4	0	0	2	0	2	0	0	0	-1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-1	0	6
建設業	1	2	-1	4	1	1	9	0	-1	3	1	0	-3	0	-1	0	11	1	0	-1	2	29
交通運輸事業	-1	0	0	0	1	1	-2	0	0	1	0	0	0	0	0	0	-4	6	0	0	0	2
陸上貨物運送事業	13	-1	-1	4	2	3	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	0	38
港湾運送業	0	0	0	0	0	-1	0	0	0	0	0	-1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-2
林業	-5	-1	0	4	3	-3	2	0	0	0	-1	0	-1	0	0	0	1	0	0	0	0	-1
農業、畜産・水産業	1	1	0	-1	0	-3	3	0	0	-1	1	-1	0	0	0	0	-1	1	0	-1	0	-1
第三次産業	10	1	0	-4	-2	2	-4	0	0	7	2	1	1	-1	-2	0	-24	3	0	5	1	-4

（注） 死亡災害報告より作成したもの。

業種、事故の型別死亡災害発生状況（対前年増減）

（確定）

業種欄「第三次産業」の内訳

	墜落・転落	転倒	激突	飛来・落下	崩壊・倒壊	激突され	はさまれ・巻き込まれ	切れ・こすれ	踏抜き	おぼれ	高温・低温物との接触	有害物との接触	感電	爆発	破裂	火災	交通事故（道路）	交通事故（その他）	動作の反動・無理な動作	その他	分類不能	合計
商業	8	0	0	-1	-1	0	-5	0	0	3	0	0	1	-1	-1	1	-15	0	0	11	0	0
うち小売業	3	-1	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	-1	-1	1	-7	0	0	7	0	3
金融・広告	-1	-1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-2	1	0	-1	0	-4
通信	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	-1	0	0	0	0	0
保健衛生業	1	0	0	0	0	-1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-5	0	0	-2	0	-7
うち社会福祉施設	0	0	0	0	0	-1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-6	0	0	0	0	-7
接客・娯楽	1	1	0	0	1	-1	-2	0	0	3	1	0	0	0	0	-1	1	0	0	2	0	6
うち飲食店	2	0	0	0	0	0	0	0	0	-1	0	0	0	0	0	0	2	0	0	2	0	5
清掃・と畜	2	0	0	-3	-3	4	4	0	0	2	-1	0	0	0	-1	0	2	0	0	-3	0	3
警備業	0	2	0	0	0	0	2	0	0	0	2	0	0	0	0	0	1	2	0	1	0	10
その他	-1	-1	0	0	1	0	-3	0	0	-1	-1	1	0	0	0	0	-5	0	0	-3	1	-12

（注） 死亡災害報告より作成したもの。

1 2次防期間中の産業別 死亡 死傷者数の推移 [青梅署]

第12次労働災害防止計画期間中の労働災害発生状況

1 休業4日以上の労働災害の推移

(平成29年は速報値)

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	業種別合計(%)
製造業	65	68	66	65	59	323 (20.4%)
食料品製造業	12	13	12	15	12	64
金属製品製造業	14	11	13	13	12	63
その他の製造業	39	44	41	37	35	196
建設業	31	45	34	48	35	193 (12.2%)
土木工事業	11	15	11	19	17	73
建築工事業	13	20	22	28	15	98
その他の建設業	7	10	1	1	3	22
運輸交通・貨物取扱業	43	48	47	47	48	233 (14.7%)
道路貨物運送業	30	35	34	34	42	175
陸上貨物取扱業	3	3	5	5	2	18
その他の運輸交通・貨物取扱業	10	10	8	8	4	40
第三次産業	151	150	143	161	164	769 (48.6%)
小売業	34	33	40	35	47	189
社会福祉施設	27	27	23	32	39	148
飲食店	16	13	12	9	15	65
清掃業等	9	17	11	8	12	57
その他の第三次産業	65	60	57	77	51	310
上記以外の業種	10	12	21	11	10	64 (4.0%)
合計	300	323	311	332	316	1582 (100%)

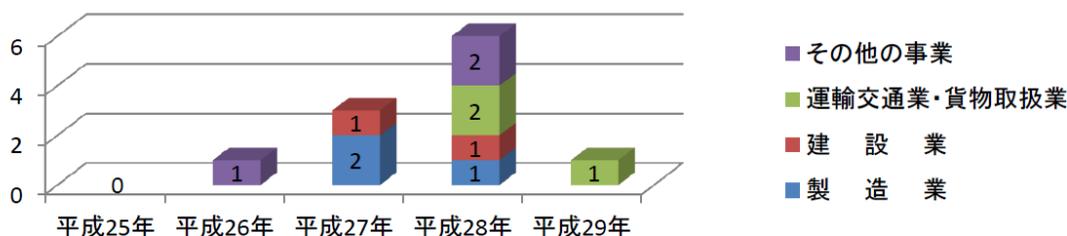
第12次労働災害防止計画目標値	342	329	316	303	290
-----------------	-----	-----	-----	-----	-----

第12次労働災害防止計画期間中の当署管内における休業4日以上の労働災害は、増減を繰り返しながら平成25年以降**増加傾向**にあり、**12次防の目標値を上回る結果**となっております。当署管内は製造業の発生件数が多いですが、年々減少してきております。建設業は大幅な増減を繰り返しており、運輸交通業等は横ばい状態です。第三次産業は全体に占める割合が高く、発生件数も増加傾向です。

第12次労働災害防止計画の目標 平成29年 死傷災害「**290人以下**」

2 死亡災害の推移

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	業種別合計
製造業	0	0	2	1	0	3
建設業	0	0	1	1	0	2
運輸交通業・貨物取扱業	0	0	0	2	1	3
その他の事業	0	1	0	2	0	3
合計	0	1	3	6	1	11



第12次労働災害防止計画の目標 平成29年 死亡災害「**0人**」

第13次東京労働局労働災害防止計画の概要

【計画期間】 2018年4月1日～2023年3月31日



（計画の目標）

【基本目標】

- 死亡災害については、2017年と比較して、2022年までに15%以上減少させる。
- 死傷災害については、2017年と比較して、2022年までに5%以上減少させる。

【小目標】

- 建設業については、死亡災害を2017年と比較して、2022年までに15%以上減少させる。
- 製造業については、死亡災害を引き続き発生させない。
- 陸上貨物運送事業については、死傷災害を2017年と比較して、2022年までに5%以上減少させる。
- 第三次産業については、小売業、社会福祉施設、飲食店及びビルメンテナンス業対策を重点的に講じることにより、死傷災害を2017年と比較して、2022年までに死傷年千人率で5%以上減少させる。
- メンタルヘルス対策については、ストレス結果を集団分析し、その結果を活用した事業場の割合を60%以上とする。
- 腰痛対策については、第三次産業及び陸上貨物運送事業の腰痛による死傷災害を2017年と比較して、2022年までに5%以上減少させる。
- 熱中症対策については、計画期間中に死亡災害を発生させない。

（東京において計画を推進するに当たっての基本的考え方）

- **2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会施設工事における安全衛生対策**
 - ・ 世界の人々に感動を与える大会であるからこそ、労働災害によって不幸となる人を出してはならない。
 - ・ 大会のひとつのレガシーとして、今後の快適で安全な建設工事のモデルとしていく必要性がある。

⇒ 局署、受注元方事業者、関係団体及び労働者代表の連携により、労働災害防止対策に取り組む。
- **本社機能が集中する東京発の安全衛生対策の全国への普及拡大**
 - ・ 東京には大手企業の本社が集中している。
 - ・ 多数の店舗等を展開する企業の本社は、傘下事業場に対して労働災害防止上の強いガバナンスを有している。

⇒ 企業本社が主導する全社的な安全衛生対策の推進により、全国の労働災害の減少を実現させていく。
- **「行政が進める安全衛生対策の見える化」の推進**
 - ・ 労働安全衛生対策は、国民的課題であるにもかかわらず、認知度は十分に高いとはいえない。
 - ・ 地域、職域、学校が連携して取り組む必要がある。

⇒ “Safe Work TOKYO” を活用した「行政が進める安全衛生対策の見える化」を図り、広く国民にアピールする。

重点事項ごとの具体的取組

(1) 死亡災害の撲滅をはじめとする労働災害防止対策の推進 ①

◎を付けた項目は東京労働局独自の取組

(建設業対策)

○ 事業者に対する指導、支援等の強化

【局：再発防止講習会、安全大会、署：監督指導、個別指導、安全大会等】

① 墜落・転落災害防止対策の充実

- ・ 高所作業が少なく済むような工法や作業方法の選定、安全帯の使用徹底、ハーネス型安全帯の普及促進 等
- ・ 安全帯の使用徹底に係る標語の募集 (◎)

② 建設現場と店社が一体となった安全衛生管理の充実

- ・ リスクアセスメント、元方と関係請負人間の連絡調整、新規入職者教育、新規入場者教育、職長等に対する能力向上教育 等
- ・ 建災防東京支部と連携した、「危険の標識・掲示」の共通化についての検討 (◎)

○ 建設業を取り巻く変化を踏まえた対策【局：会議等】

- ・ 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会施設工場の安全対策 等 (◎)
- ・ 「建設職人基本法」に基づく発注者等の取組の促進（安全衛生経費の積算・支払、安全衛生に配慮した設計等）
- ・ 「働き方改革」と現場の安全衛生対策を一体となって推進するための建設業者との連絡会の設置 (◎)

(第三次産業対策)

○ 全社的な安全衛生対策の推進（安全衛生方針、災害分析、本社から店舗への指導援助等）

- ・ 災害多発企業に対する指導【署：本社個別指導（一部は局署合同）】 (◎)
- ・ 自発的に災害防止に取り組んでいる小売業・社会福祉施設・飲食店の企業本社との連絡会設置【局：会議等】 (◎)

○ 業界団体等と連携した安全衛生対策の周知【局署：広報、集団指導】

- ・ 業界団体、関係行政機関等を通じた効果的・かつ効率的な周知を実施
- ・ 東京都社会保険労務士会との連携による事業主に対する周知啓発の強化 (◎)

(陸上貨物運送事業対策)

○ 「荷役作業に係る安全対策ガイドライン」の普及促進

① 荷役作業を行う事業場に対する指導

- ・ 荷役作業中の墜落・転落災害等、安全管理上問題のある災害を発生させた事業場に対する指導【署：監督指導、個別指導等】
- ・ 災害多発企業における全社的な安全衛生対策の推進【局署連携：本社個別指導】 (◎)

② 荷主等に対する取組【署：文書要請等】

- ・ ガイドラインにおける荷主等の役割について周知要請を行う

重点事項ごとの具体的取組

(1) 死亡災害の撲滅をはじめとする労働災害防止対策の推進 ②

(災害の形態別の対策)

◎を付けた項目は東京労働局独自の取組

- 「STOP! 転倒災害プロジェクト」の普及促進【局署：広報、集団指導】
 - ・ 業界団体、関係行政機関等を通じた効果的・かつ効率的な周知を実施
 - ・ 東京都社会保険労務士会との連携による事業主に対する周知啓発の強化（◎）
周知の際は、事業場における取組事項を具体的に示した局独自リーフレットを活用（◎）
- 腰痛予防対策【局：会議、局署：広報、署：個別指導】
 - ・ 12次防計画に引き続き、腰痛が多発している、陸上貨物運送事業、社会福祉施設及び小売業を重点業種とする。（◎）
 - ・ 局において腰痛予防連絡会を継続開催し、収集した好事例を水平展開する。（◎）
- 熱中症予防対策【局署：広報】
 - ・ 気温への順化が予防する上で重要なことから、暑くなる前の早い時期から周知を図る。
 - ・ 日本工業規格に適合したWBGT測定器の普及を図り、職場における熱中症予防対策の徹底を図る。
- 「交通労働災害防止ガイドライン」の普及促進（目安：死傷災害を増加させない）
 - ・ 全国交通安全運動実施期間等の契機を捉えた周知啓発【局署：広報、集団指導】
 - ・ ハイヤー・タクシー業の「安全でゆとりある運転を推進する運動（仮称）」の実施【局：業界団体との連携】（◎）
- 「機械の包括的な安全基準に関する指針」の普及促進
 - ・ 安全管理上問題のある機械災害を発生させた事業場に対する指導【署：監督指導、個別指導、集団指導、安全大会】
 - ・ ガイドラインにおける製造者等の役割について周知指導を行う【局：集団指導】（◎）

(高年齢労働者、非正規雇用労働者、外国人労働者及び障害者である労働者の労働災害の防止)

- 高年齢労働者対策
 - ・ 身体機能の低下を自覚できるような機会の提供、加齢による身体機能の低下を防ぐための運動の普及促進
- 非正規雇用労働者対策
 - ・ 非正規雇用労働者の割合が高く、未熟練労働者の被災割合の高い小売業・飲食店における雇入れ時教育の徹底
- 外国人労働者対策
 - ・ 安全衛生教育、労働災害防止に関する標識・掲示、健康管理等の普及促進
 - ・ 建設業については、建設業労働災害防止協会と連携し、労働災害防止に関する標識・掲示の共通化について検討（◎）
- 障害者である労働者の労働災害の防止
 - ・ 障害を有する労働者の労働災害の防止や安全への不安を払拭するための対策の普及促進（本省検討結果を踏まえて実施）

重点事項ごとの具体的取組

◎を付けた項目は東京労働局独自の取組

(2) 過労死等の防止等の労働者の健康確保対策の推進

○ 過重労働による健康障害防止対策【署：監督指導、局署：広報】

- ・ 監督指導等により、
 - ① 長時間労働の抑制、
 - ② 長時間労働者に対する健康確保措置の徹底、
 - ③ 衛生管理者の選任、衛生委員会等の設置及び適切な運営
 - ④ 「長時間にわたる労働による労働者の健康障害の防止を図るための対策の樹立に関すること」について、衛生委員会での審議等を行い、必要な措置の実施等について徹底を図る。

○ 職場におけるメンタルヘルス対策【署：個別指導、局署：広報】

- ・ ストレスチェックに係る集団分析等の活用について企業における取組事例を収集し、好事例集を公表する。(◎)
- ・ ストレスチェックの未実施事業場に対する指導を行う。
- ・ 建設現場の労働者のメンタルヘルス対策として、労働衛生週間等の機会を捉え、建災防方式の無記名ストレスチェックの取組の促進を図る。(◎)
- ・ 東京産業保健総合支援センターの専門家による支援を勧奨し、メンタルヘルス対策の取り組みの促進を図る。

(3) 病気の治療と仕事の両立支援対策の推進

○ 病気の治療と仕事の両立支援対策の推進

- ・ 東京地域両立支援推進チームを開催し、参集機関との連携を図る。
- ・ 地域版リーフレットを毎年見直し、効果的に「両立支援ガイドライン」の普及促進を図る。
- ・ 企業における両立支援の取組事例を収集し、好事例を公表する。(◎)
- ・ 経営トップによる両立支援に関する基本方針の表明の促進を図る。(◎)

重点事項ごとの具体的取組

◎を付けた項目は東京労働局独自の取組

(4) 化学物質等による健康障害防止対策の推進

- **化学物質等による健康障害防止対策【署：監督指導、個別指導】**
 - ・ 有機溶剤や特定化学物質を使用する事業場に対する、監督指導等の実施を図る。
 - ・ リスクアセスメントの実施に基づく、ばく露防止措置へ繋げる「ラベルでアクション」の周知啓発を図る。
 - ・ 特殊健康診断結果未提出事業場に対する督促を実施する。
- **石綿による健康障害防止対策【局署：広報、署：監督指導、個別指導、審査】**
 - ・ 必要な届出をしないまま作業を開始した不適切事案については厳正に対処する。
 - ・ 石綿が用いられている建築物の解体工事が増加することが見込まれることから届出制度の周知を行い、無届工事の防止を図る。
 - ・ 事前調査の不備による解体工事等における不適切事案が認められることから、届出受理の際には、事前調査が適切に行われているか確認する。
- **粉じん障害防止対策（恒常的な対策とした「粉じん総合対策」を策定する）**
 - ・ 新規有所見者又はじん肺管理区分管理4の者が発生した事業場で、現に粉じん作業を有する事業場に対して個別指導を実施する。
 - ・ 粉じん則の対象となる作業が行われているずい道等建設工事については、工事の進捗状況を踏まえ、原則として少なくとも1回以上は監督指導を実施し、粉じん則の履行確保を図る。
 - ・ 屋外での岩石・鉱物の研磨・ばり取り作業、金属をアーク溶接する作業及び岩石・鉱物等の裁断等作業を呼吸用保護具の使用対象とすること等について周知・指導する。

(5) 受動喫煙防止対策の推進

- **受動喫煙防止対策の推進【局署：周知】**
 - ・ 事業者及び事業場の実情に応じた禁煙、空間分煙等の受動喫煙防止対策を普及促進する。

重点事項ごとの具体的取組

◎を付けた項目は東京労働局独自の取組

(6) 企業・業界単位での安全衛生の取組の強化

- **企業のマネジメントへの安全衛生の取組**
 - ・ 経営トップによる安全衛生方針の表明の促進
 - ・ 第三次産業の企業経営トップによる安全衛生方針の労働局ホームページへの掲載 (◎)
- **労働安全衛生マネジメントシステムの普及**
 - ・ J I S化の検討が行われている労働安全衛生マネジメントシステムの普及促進
- **企業単位での安全衛生管理体制の推進**
 - ・ 災害多発企業に対する指導【署：本社個別指導（一部は局署合同）】 (◎)：再掲
 - ・ 自発的に災害防止に取り組んでいる小売業・社会福祉施設・飲食店の企業本社との連絡会設置【局：会議等】 (◎)：再掲
- **企業における健康確保措置の推進**
 - ・ 労働者の健康管理に関するトップの取組方針の設定の促進
- **労働災害防止団体、業界団体、関係行政機関等との連携の強化**
 - ・ 安全衛生労使専門家会議の開催
 - ・ 労働災害防止団体、業界団体、関係行政機関等との連携

(7) 安全衛生管理組織の強化及び人材育成の推進

- (建設業) 外国人労働者を含む新規就業者に対する教育、新規入場時教育、職長等に対する能力向上教育
- (小売業・飲食店) 雇入れ時の安全衛生教育
- (社会福祉施設) 腰痛予防に係る教育等

(8) 国民全体の安全・健康意識の高揚

- ・ 国民全体の安全・健康意識の高揚を図るための行事の開催
 - 産業安全衛生大会、産業保健フォーラム
 - 私の安全宣言コンクール (◎)
 - 安全帯の使用徹底に係る標語の募集 (◎)：再掲
 - 第三次産業の企業経営トップによる安全衛生方針の労働局ホームページへの掲載 (◎)：再掲

第13次 青梅署労働災害防止計画

初年度（2018）Plan

I 第13次労働災害防止計画の目標

厚生労働省では、2018年度（平成30年度）を初年度とし、2022年度（平成34年）までに2017年（平成29年）比で労働災害による死亡者数を15%以上減少、死傷者数（休業4日以上）を死傷年千人率で5%以上の減少を図ること等を目標とした、「第13次労働災害防止計画（以下、「13次防」という）」を策定し、これを踏まえた「東京労働局労働災害防止計画～Safe Work「トップが打ち出す方針 みんなで共有 生み出す安全・安心」～」の策定（死亡者数を15%以上、死傷者数を5%以上、第三次産業の死傷年千人率で5%以上の減少）を受け、青梅労働基準監督署は平成30年4月に第13次の「青梅労働基準監督署 労働災害防止推進計画」を策定した。

当署においては

- 1) 死亡災害を発生させない（2022年まで死亡災害をゼロとする（12次防期間中の最少である0人以下））
- 2) 休業4日以上労働災害の減少
2022年（平成34年）の死傷者数を290人以下とする（12次防の目標である290人以下とする）
- 3) 重点業種（製造・建設・陸運・三次）を設定し、あらゆる機会を通じて事業場に対する指導、支援等の強化を図る。

【小目標】

- ① 製造業及び建設業の死亡災害を発生させない
- ② 第三次産業の労働災害の減少（2017年と比較して2022年までに死傷年千人率で5%以上減少させる）
※小売業、社会福祉施設、飲食店及びビルメンテナンス業の労働災害防止等対策を重点的に講じ減少を図る
- ③ 転倒災害等の行動災害による死傷災害の占める割合の減少（青梅署STOP転倒災害プロジェクト）
- ④ ストレスチェックにかかる集団分析の活用割合向上のため、集団分析実施割合の向上を図る

以上3項目及び小目標（4項目）と対策を掲げ、5か年の取組を行う。

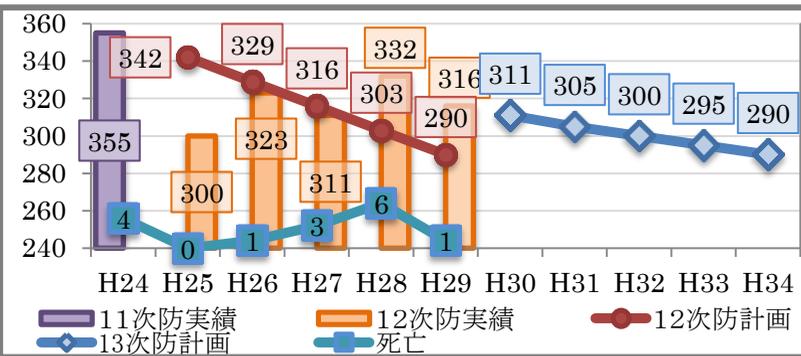
II 第12次労働災害防止計画（以下、12次防）期間中における全産業の労働災害の推移

（1）青梅署12次防期間中における「休業4日以上労働災害」の発生状況と13次防目標

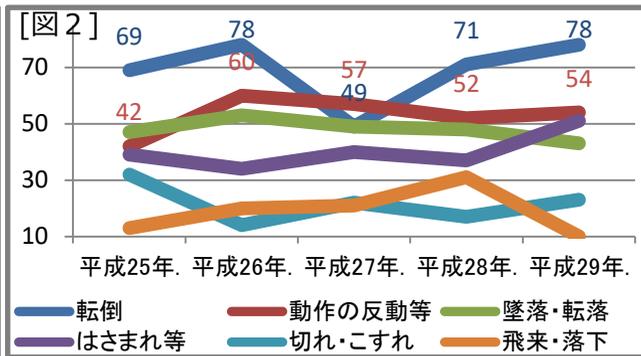
12防期間中の死傷者数は、最終年までの5か年で1582人、最終年の死傷者数は316人と12次防期間中の目標である290人を大きく上回る結果となった。そのため、東京労働局が示す13次防計画減少目標の5%を超えて、当署における減少目標率（8%、290人）を設定し13次防計画に取り組むこととした。

重点業種別の災害発生状況では、平成24年と比較して、運送交通業、第三次産業において増加となり、製造業、建設業では減少となった。また、第三次産業の重点業種別では「小売業」「社会福祉施設」で平成24年に比べ増加となり「飲食店」「清掃業等」では微減少であった。

【図1】12次防計画の達成状況及び13次防計画（休業4日以上）の推移



【図2】12次防期間中の事故の型別死傷災害発生状況



事故の型別では「転倒」による災害が最も多く12次防期間中で345人（21.8%）、増減を繰り返しているものの、近年は増加傾向にある。次いで腰痛等に代表される「動作の反動、無理な動作」災害、機械災害での発生が多い「はさまれ巻き込まれ」災害、「墜落・転落」災害、「切れ・こすれ」災害等となっている。

「転倒」「動作の反動等」の労働者の行動に起因する災害の発生が多く、引き続き「青梅署STOP転倒災害プロジェクト」等の推進を通じ、危険の見える化等事例の周知等を図り当該災害を含めた労働災害防止への取組を行う。

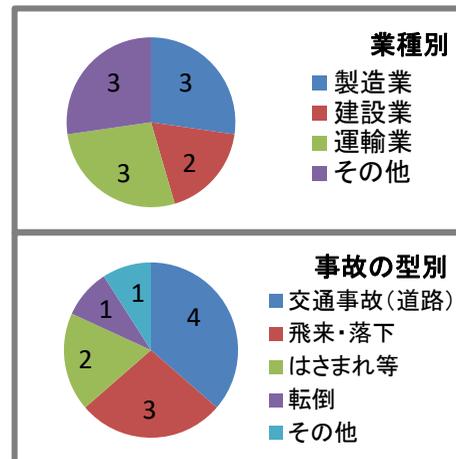
（2）死亡災害発生状況の推移

12次防期間中の死亡者総数は、11人である。目標値は最終年で「0人」で、初年度に目標値を達成したものの、次年度以降死亡災害が毎年発生したものである。

事故の型別では交通事故による災害が最も多く、墜落による災害は無かった。業種別では製造業、建設業、運輸交通業において死亡災害が発生している状況で、その他、林業、商業においても死亡災害が発生した。

13次防においては、再度“死亡災害ゼロ”を目標に取組を16う。

【図3】12次防期間中の死亡災害

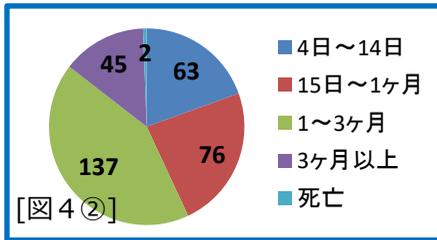


(3) 業種別の労働災害発生状況及びの推移

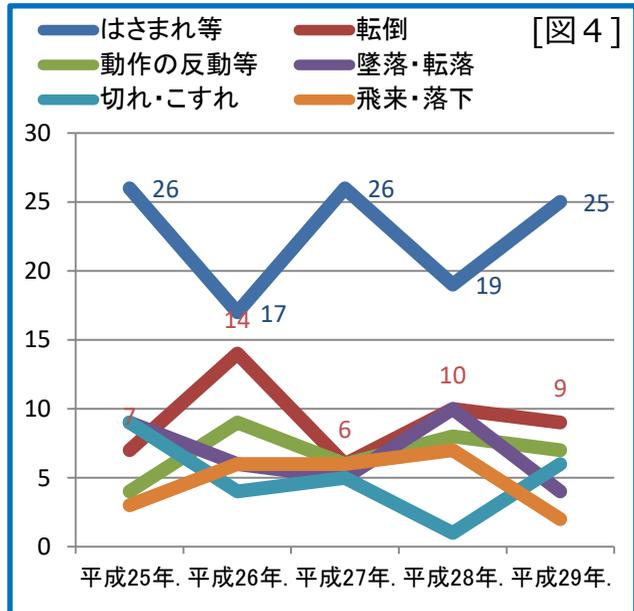
【表1】 12次防期間中の業種別労働災害発生状況（労働者死傷病報告による。平成30年3月末速報値）

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	12次防 合計	前年 同期	前年同期との比較		H24との比較		H29目標との比較		(速報値) 割合
	確定値	確定値	確定値	確定値	確定値	(速報値)			増減値	増減率	増減値	増減率	目標値	増減率	
製造業	81	65	68	66	65	59	323	65	-6	-9.2%	-22	-27.2%	-	-	18.7%
食料品	27	12	13	12	15	12	64	15	-3	-20.0%	-15	-55.6%	-	-	3.8%
金属製品	13	14	11	13	13	12	63	13	-1	-7.7%	-1	-7.7%	-	-	3.8%
建設業	53	31	45	34	48	35	193	48	-13	-27.1%	-18	-34.0%	-	-	11.1%
建築工事	28	13	20	22	28	15	98	28	-13	-46.4%	-13	-46.4%	-	-	4.7%
土木工事	20	11	15	11	19	17	73	19	-2	-10.5%	-3	-15.0%	-	-	5.4%
その他の建設	5	7	10	1	1	3	22	1	+2	200.0%	-2	-40.0%	-	-	0.9%
運輸交通業	39	40	45	42	42	46	215	42	+4	9.5%	+7	17.9%	-	-	14.6%
道路貨物 <small>陸上貨物</small>	34	30	35	34	34	42	193	39	+3	12.8%	+7	20.6%	-	-	13.9%
陸上貨物 <small>陸上貨物</small>	3	3	3	5	5	2									
貨物取扱業	3	3	3	5	5	2	18	5	-3	-60.0%	-1	-33.3%	-	-	0.6%
第三次産業	157	151	150	143	161	164	769	161	+3	1.9%	+7	4.5%	-	-	51.9%
重点対象業種															
小売業	35	34	33	40	35	47	189	35	+12	34.3%	+12	34.3%	-	-	14.9%
社会福祉	32	27	27	23	32	39	148	32	+7	21.9%	+7	21.9%	-	-	12.3%
飲食店	22	16	13	12	9	15	65	9	+6	66.7%	-7	-31.8%	-	-	4.7%
ビルメンテナンス	4	3	-	1	4	1	9	4	-3	-75.0%	-3	-75.0%	-	-	0.3%
その他三次産業(金融・整備)	4	4	4	4	5	8	25	5	+3	60.0%	+4	100.0%	-	-	2.5%
上記以外	22	10	12	21	11	10	64	11	-1	-9.1%	-12	-54.5%	-	-	3.2%
全産業	355	300	323	311	332	316	1,582	332	-16	-4.8%	-39	-11.0%	290	9.0%	100.0%

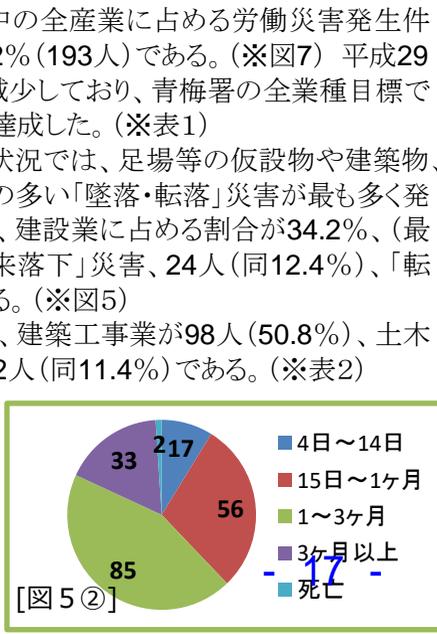
製造業 の12次防期間中の全業種に占める労働災害発生件数の割合は20.4%(323人)である。(※図7)平成29年は平成24年(11次防最終年)に比べ減少しており、青梅署の全業種の目標である**18.3%以上減少**の目標を達成した。(※表1)



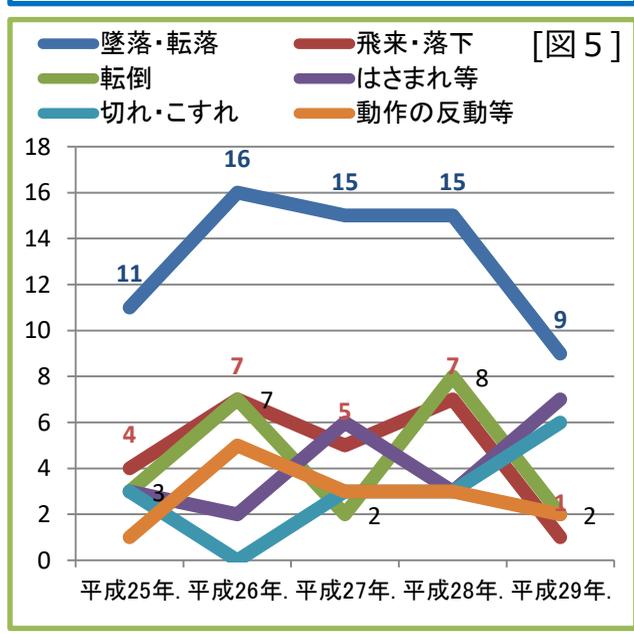
事故の型別労働災害発生状況では、機械・設備にかかる災害において多く発生している「はさまれ・巻き込まれ」災害が最も多く発生しており、12次防期間中113人、製造業に占める割合が34.9%、(最終年25人、42.4%)、次いで「転倒」災害46人(同14.2%)である。(※図4) 機械設備にかかる災害では、ひとたび災害が発生すると重篤化しやすく、機械によるはさまれ災害での死亡災害+休業1月以上の災害の割合が高い(※図4②)、また、材料の落下による死亡災害が発生していることなどから、青梅署における13次防期間中の重点業種として、労働災害防止にかかる指導援助を行う。



建設業 の12次防期間中の全業種に占める労働災害発生件数の割合は12.2%(193人)である。(※図7)平成29年は平成24年に比べ、大幅に減少しており、青梅署の全業種目標である**18.3%以上減少**の目標を達成した。(※表1)



事故の型別の労働災害発生状況では、足場等の仮設物や建築物、構築物等において発生することの多い「墜落・転落」災害が最も多く発生しており、12次防期間中66人、建設業に占める割合が34.2%、(最終年9人、25.7%)、次いで「飛来落下」災害、24人(同12.4%)、「転倒」災害、22人(同11.4%)である。(※図5) 工事種別ごとの発生状況では、建築工事業が98人(50.8%)、土木工事73人(同37.8%)、その他22人(同11.4%)である。(※表2)



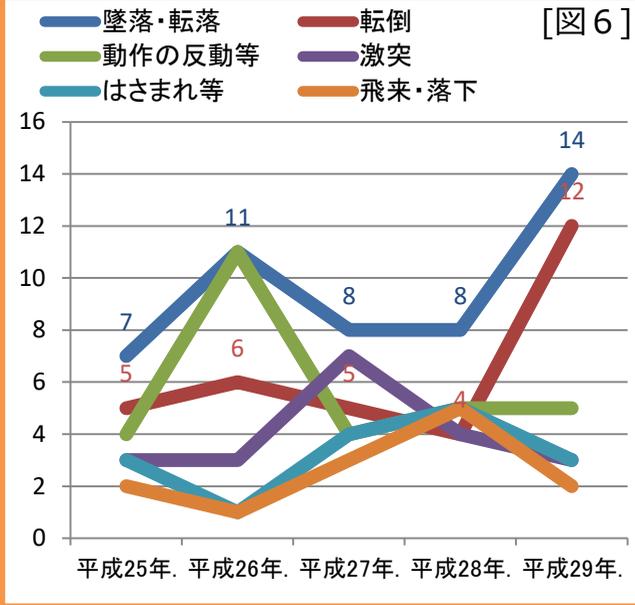
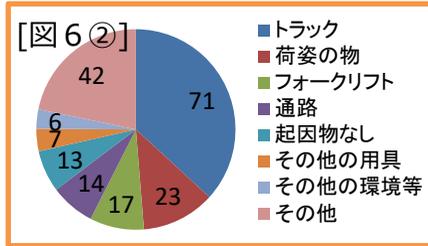
重篤な災害も多く発生しており、死亡災害+休業1か月以上の災害で建設業全体の6割以上を占めることなどから、東京局13次防計画取組事項により、作業間連絡調整、見える化等の取組にかかる指導援助を行う。

陸上貨物運送事業

の12次防期間中の全産業に占める、労働災害発生件数の割合は、13.9%(193人)である。平成29年は平成24年と比べ増加しており、青梅署の全業種目標を達成できなかった。(※表2)

事故の型別に見ると、トラックの荷台や建物の階段などにおいて多く発生している「墜落・転落」災害が最も多く、12次防期間中48人(24.9%)、最終年14人(31.8%)、次いで「転倒」災害の32人(16.6%)、最終年12人(27.3%)、荷の取扱い中の腰痛等に代表される「動作の反動・無理な動作」災害となっている。(※図8)

上記災害は荷の取扱中、階段や通路、トラックの荷台などから墜落、転落、転倒などしたことが要因であることから【陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン】の周知・普及及び荷主等への要請、指導の推進及び転倒災害防止対策等により指導援助を行う。



第三次産業

の12次防期間中の全産業に占める労働災害発生件数の割合は、48.6%(769人)である。(※図7) 平成29年は平成24年と比べ増加している状況である。(※表2) 第三次産業の内、局重点業種である小売、社会福祉、飲食、ビルメンの業種で、三次産業の災害発生件数全体の5割以上(411人、53.4%)(※図8)を占め、全産業でも4分の1を占める。

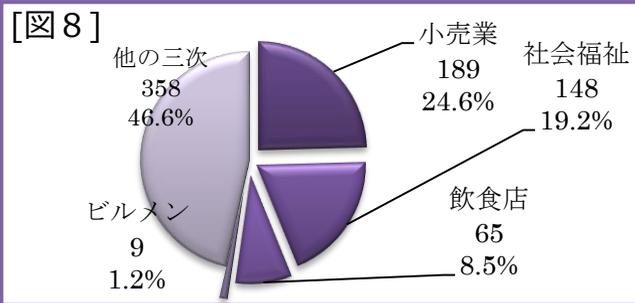
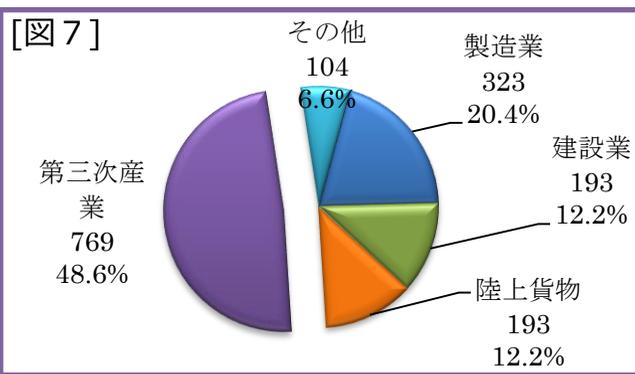
第三次産業の内、重点業種の12次防期間中の労働災害では、どの業種でも「転倒災害」の発生割合が高く、4業種とも概ね3割の発生率となっており、全業種に比べ「転倒」災害の発生割合が高いことから、転倒災害防止対策が喫緊の課題である。

危険の見える化や、労働災害防止にかかる安全意識の向上等、事業者及び労働者の意識改革等のため安全衛生方針の表明等の対策が引き続き肝要である。

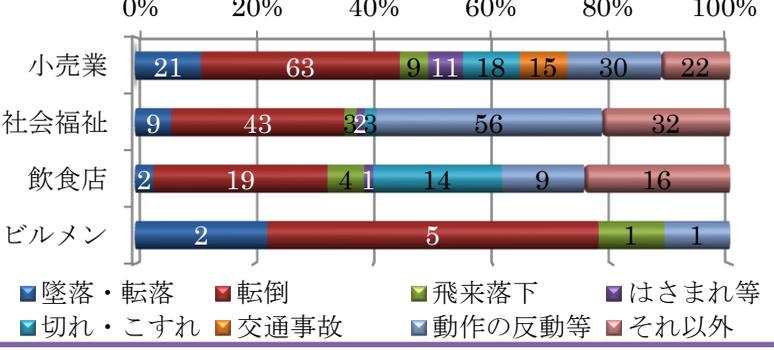
また、「動作の反動・無理な動作」災害の発生も多く4業種中に占める割合は23.4%(96人)、社会福祉施設においては37.8%(56人)を占めることから、「職場における腰痛予防対策指針」等による指導援助を行う。

起因物(災害の元となったもの)別では、建物の床、階段等の「仮設物、建築物、構築物」、脚立、はしご等、台車、自転車、工具用具等の「その他の装置等」にかかる災害の発生が多く、これら二つで全体の5割以上(53.5%)である。(※図9、図10)

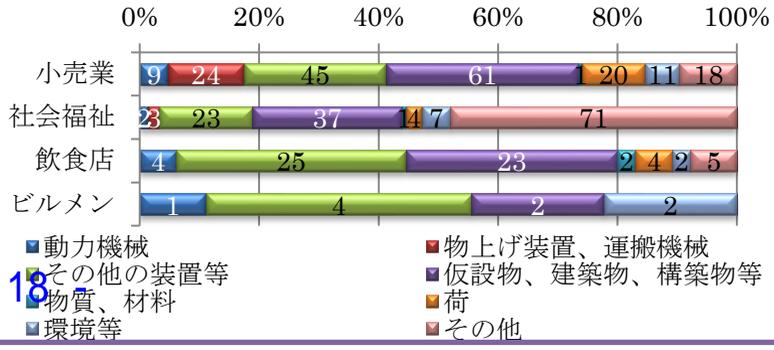
建物内での転倒災害、荷の取扱い中の腰痛災害等が多く発生していることがうかがえることから、「青梅署STOP転倒災害プロジェクト」「職場における腰痛予防対策指針」等を基に事業場等への指導援助を行う。



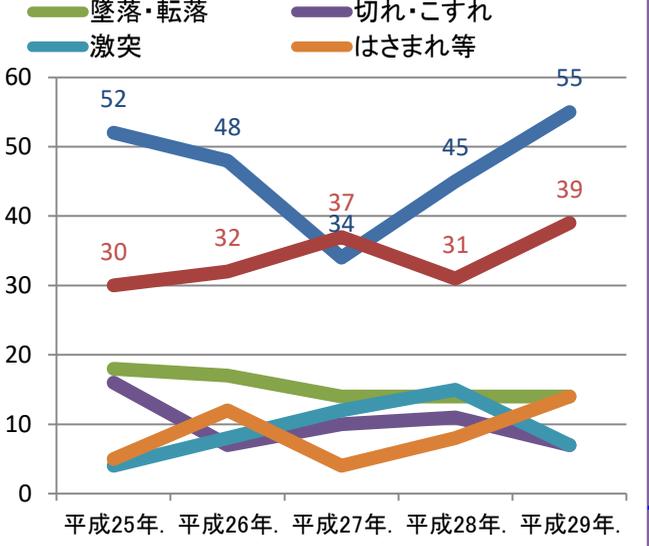
【図9】重点業種の事故の型別死傷災害(12次防期間中)



【図10】重点業種の起因物別死傷災害(12次防期間中)



【図11】労働災害発生件数の推移



労働者、
雇用主の
皆さまへ

はしごや脚立からの 墜落・転落災害をなくしましょう！

はしごや脚立は、ごく身近な用具であるため、墜落・転落の危険をそれほど感じずに使用する機会が多いのではないのでしょうか。しかし、**過去の災害事例を見ると、骨折などの重篤な災害が多数発生し、負傷箇所によっては死亡に至る災害も少なくありません。**

このパンフレットを参考に、安全を確保した上で、はしごや脚立を適切に使用してください。

ポイント
1

はしごや脚立に関する**災害発生原因の特徴を踏まえた安全対策をとり、想定される危険を常に予知しながら、はしごや脚立を使用**しましょう。

▶▶▶ P 2 参照

ポイント
2

はしごや脚立は、足元が不安定になりやすく危険です。まず、代わりとなる**床面の広いローリングタワー（移動式足場）や作業台などの使用を検討**しましょう。

▶▶▶ P 3 参照

ポイント
3

はしごや脚立を使用する際は、高さ1 m未満の場所での作業であっても**墜落時保護用のヘルメットを着用**して、頭部の負傷を防ぎましょう。

▶▶▶ P 4 参照

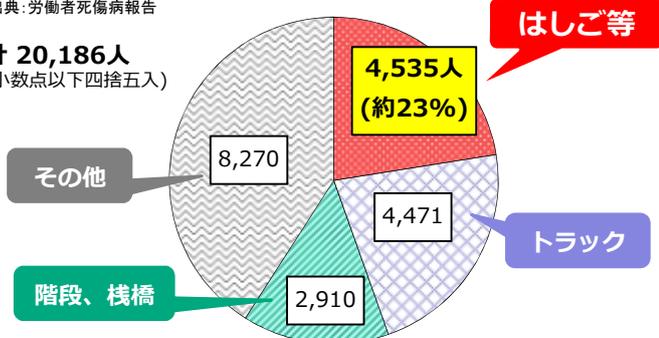
統計資料 「はしご等」に関する災害（死傷および死亡）

※「はしご等」：はしご、脚立、作業台など

① 「はしご等」は墜落・転落災害の原因で最も多い （平成23年～27年 5年平均）

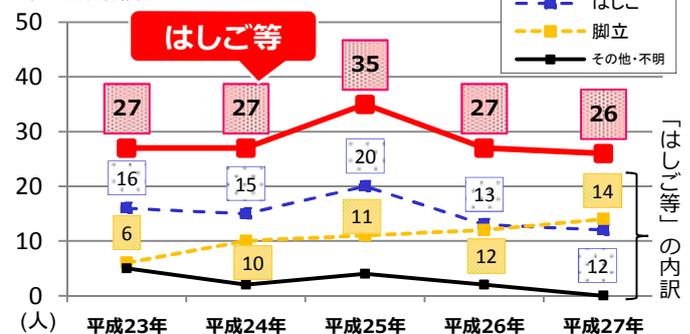
【墜落・転落による休業4日以上（約1週間）以上の被災労働者数】
出典：労働者死傷病報告

計 20,186人
（小数点以下四捨五入）



② 毎年30人弱の労働者が「はしご等」からの 墜落・転落により亡くなっている

【過去5年間の墜落・転落による死亡労働者数】
出典：死亡災害報告

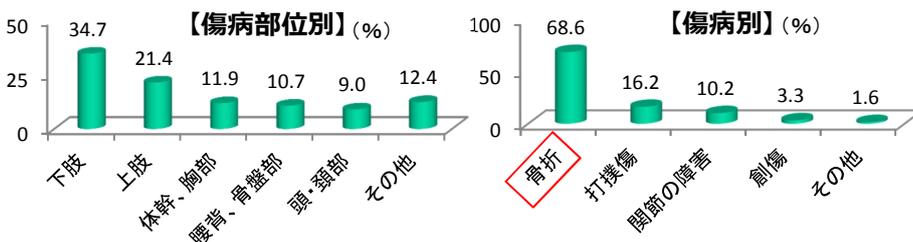


参考：労働安全衛生総合研究所による調査分析より

参考：「菅間敦，大西明宏，脚立に起因する労働災害の分析，労働安全衛生研究，Vol.8, No. 2, pp. 91-98, 労働安全衛生総合研究所，2015年」

脚立に起因する労働災害の分析

平成18年の休業4日以上（約1週間）以上の労働者死傷病報告から単純無作為法により抽出された34,195件（全数の25.5%）を分析した結果、脚立が起因する災害は、992件（うち墜落・転落災害は約86%）であり、傷病部位および傷病名は以下のグラフのとおりであった。



グラフからわかること

【傷病部位別】
下肢と上肢で、全体の半数以上を占めている。

【傷病別】
骨折が全体の約3分の2を占め、重篤な災害につながりやすい。



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

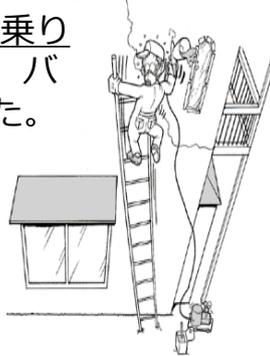
ポイント1 典型的な災害発生原因（墜落・転落死亡災害例）

出典：職場のあんぜんサイト（厚生労働省）

はしご

No. 1 はしごの上でバランスを崩す

【事例】 はしごから身を乗り出して作業したところ、バランスを崩して墜落した。

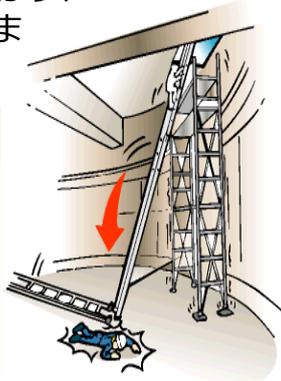


ワンポイント対策例

はしごでの作業を選択する前により安全な代替策を検討する。

No. 2 はしごが転位する

【事例】 はしごを使って降りようとしたところ、はしご脚部下端の滑り止めが剥がれており、はしごが滑ってそのまま墜落した。



ワンポイント対策例

はしごの上端または下端をしっかりと固定する。
また、滑り止め箇所の点検を怠らない。

No. 3 はしごの昇降時に手足が滑る

【事例】 はしごが水で濡れていたため、足元が滑って墜落した。
(耐滑性の低い靴を使用)



ワンポイント対策例

踏み面に滑り止めシールを貼る。
耐滑性の高い靴（と手袋）を使用する。

脚立

No. 1 脚立の天板に乗りバランスを崩す

【事例】 脚立の天板に乗って作業したところ、バランスを崩して背中から墜落した。



ワンポイント対策例

天板での作業は簡単にバランスを崩しやすいので禁止。より安全な代替策を検討する。

No. 2 脚立にまたがってバランスを崩す

【事例】 脚立をまたいで乗った状態で蛍光灯の交換作業をしていたところ、バランスを崩し階段に墜落した。



ワンポイント対策例

作業前に周りに危険箇所がないか確認し、安全な作業方法を考えること。
なお、脚立にまたがった作業は一旦バランスが崩れたら身体を戻すのが非常に難しい。
脚立の片側を使って作業すると、3点支持（※）がとりやすい。

No. 3 荷物を持ちながらバランスを崩す

【事例】 手に荷物を持って脚立を降りようとしたところ、足元がよろけて背中から墜落した。



ワンポイント対策例

身体のバランスをしっかりと保持するよう、昇降時は荷物を手に持たず、3点支持を守る。

（※）3点支持とは、通常、両手・両足の4点のうち3点により身体を支えることを指すが、身体の重心を脚立にあずける場合も、両足と併せて3点支持になる。

ポイント2 はしごや脚立を使う前に、まず検討！

以下の2点について検討してみましょう

- はしごや脚立の**使用自体を避けられないですか？**
- 墜落の危険性が相対的に低いローリングタワー（移動式足場）、可搬式作業台、手すり付き脚立、高所作業車などに変更できないですか？**（※）

（※）足元の高さが2m以上の箇所で作業する場合には、原則として十分な広さと強度をもった作業床や墜落防止措置（手すり等）を備えた用具を使用してください。特に、はしごは原則昇降のみに使用してください。

【手すり付き脚立(例)】



【可搬式作業台(例)】



十分に検討しても他の対策が取れない場合に限って、
はしごや脚立の使用を、安全に行ってください。

移動はしごの安全使用のポイント

- はしごの上部・下部の固定状況を確認しているか（固定できない場合、別の者が下で支えているか）
- 足元に、滑り止め（転位防止措置）をしているか
- はしごの上端を上端床から60cm以上突出しているか
- はしごの立て掛け角度は75度程度か。

こうすれば安全

立てかける位置は水平で、傾斜角75°、突き出し60センチ以上となっていることを確認



ヨシ!

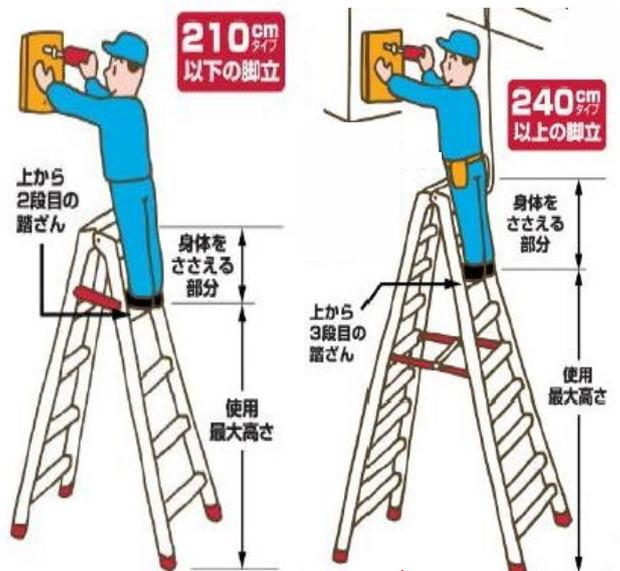
しっかり固定!

指差し呼称のポイント

「突き出し60センチ、75°立てかけ ヨシ!」

出典:「シリーズ・ここが危ない高所作業」中央労働災害防止協会編

脚立の安全使用のポイント



※高さ2m以上での作業時は、ヘルメットだけでなく安全帯も着用しましょう!

©軽金属製品協会（無断転用禁止）

「労働安全衛生規則」で定められた主な事項

移動はしご（安衛則第527条）

- 1 丈夫な構造
- 2 材料は著しい損傷、腐食等がない
- 3 幅は30cm以上
- 4 すべり止め措置の取付その他転位を防止するための必要な措置

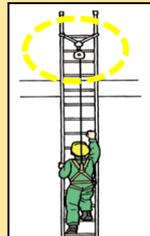
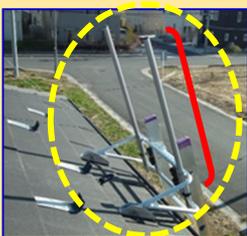
脚立（安衛則第528条）

- 1 丈夫な構造
- 2 材料は著しい損傷、腐食等がない
- 3 脚と水平面との角度を75度以下とし、折りたたみ式の場合は、角度を確実に保つための金具等を備える
- 4 踏み面は作業を安全に行うため必要な面積を有する

こういった後付けの安全器具もあります

【はしご支持・手摺金具】 【はしご足元安定金具】

（安全ブロック（ストラップ式の墜落防止器具））

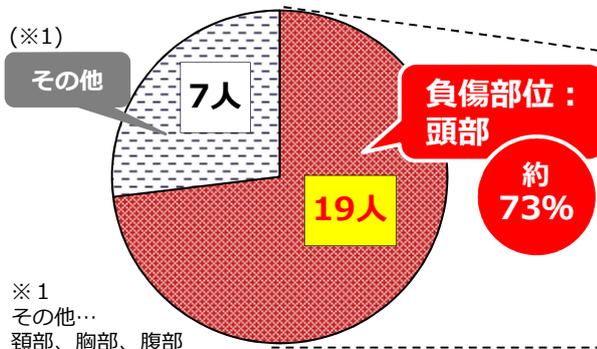


ポイント3 必ず墜落時保護用のヘルメットを着用して下さい

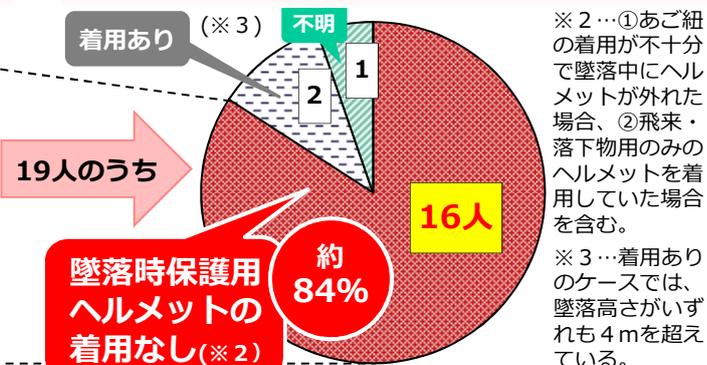
参考

頭部を負傷した死亡災害では、うち8割強が墜落時保護用のヘルメットを着用していませんでした（平成27年集計） 出典：災害調査復命書

① 「はしご等」からの墜落・転落死亡災害における負傷部位【平成27年分（26人）】



② 墜落時保護用ヘルメットの有無【頭部負傷の場合のみ集計（19人）】



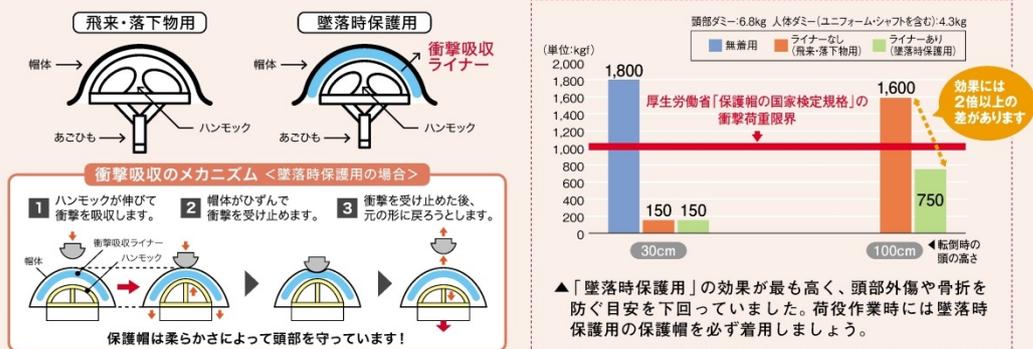
ヘルメットのすぐれた効果

引用：パンフレット「陸上貨物運送事業における重大な労働災害を防ぐためには」P12

保護帽の効果を知ってください！

保護帽（ヘルメット）とは労働安全衛生法第42条の規定にもとづく「保護帽の規格」に合格した製品を言います。この保護帽には「飛来・落下物用」と「墜落時保護用」の2種類があり、荷役作業では帽体内部に衝撃吸収ライナーと呼ばれる衝撃吸収材を備えた墜落時保護用を使用することが望まれます。

ここでは着用効果を知ってもらうため、「着用なし」、「飛来・落下物用」、「墜落時保護用」の3種類で頭部にかかる衝撃をグラフに示しました。100cmから転倒した時の効果には2倍以上の差があり、飛来・落下物用では効果が不十分なことが分かりました。



■保護帽に関する詳細な情報は日本ヘルメット工業会のサイトから入手できますのでご覧ください。
 協力：一般社団法人日本ヘルメット工業会 (JHMA) <http://japan-helmet.com>、株式会社谷沢製作所

ヘルメットの着用ポイント

引用：パンフレット「陸上貨物運送事業における重大な労働災害を防ぐためには」P3

必ず保護帽を着用！



特に1と3を忘れずに！
 (死亡災害時によく見られた、忘れやすいポイントです)

着用時
 5つのポイント

- 「墜落時保護用」を使用すること
- 傾けずに被ること
- あご紐をしっかりと、確実に締めること
- 破損したものは使わないこと
- 耐用年数を守ること

1 要チェック！
 ヘルメット内側に貼られている「国家検定合格標章」等に用途が書かれています！

3 参考
 あごヒモと耳ヒモの接続部分を留め具等で固定すると、墜落時の衝撃でヘルメットが脱落しにくくなります！

このリーフレットについて、詳しくは最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署にお問い合わせください。(H29.3)

建設業における職長及び安全衛生責任者の能力向上教育に準じた教育を実施しましょう

平成29年2月に「建設業に従事する職長及び安全衛生責任者の能力向上教育に準じた教育カリキュラム」が定められました。

東京労働局が実施したアンケートによると、労働災害の発生割合の低い建設業店社では、職長等に対する再教育を実施している割合が高いことがわかっています。

現場における安全管理の要である職長等の能力向上を図り、労働災害の撲滅に取り組みましょう。

教育カリキュラム及び対象者

教育カリキュラム

科目	時間
職長等及び安全衛生責任者として行うべき労働災害防止に関すること	120分
労働者に対する指導又は監督の方法に関すること	60分
危険性又は有害性等の調査等に関すること	30分
グループ演習	130分

対象者

- ・ 職長等の職務に従事することとなった後、概ね5年経過後
- ・ 機械設備等に大幅な変更があったとき

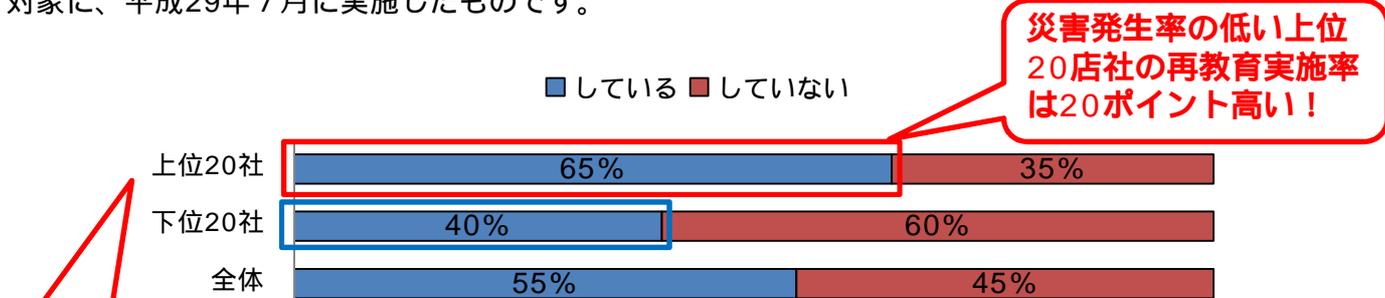
講習時間

5時間40分

平成29年2月20日付け
基発第0220第4号

建設業における労働災害防止活動の取組状況アンケート結果（抄）

アンケートは、第12次東京労働局労働災害防止計画の建設業の取組事項についての進捗状況、建設業店社における安全衛生活動の実施状況について、東京都内に店社等を置く建設業100社を対象に、平成29年7月に実施したものです。



第12次防計画期間中の店社ごとの度数率の低い20社（上位）と高い20社（下位）を比較したもの

職長等に対する定期的な再教育の実施状況

現場特有のリスクに応じた実効性のある 「新規入場者教育」を実施しましょう

建設業における労働災害が急増しています。

平成29年に発生した死亡災害のうち、現場入場1週間以内の災害が45%を占めています。

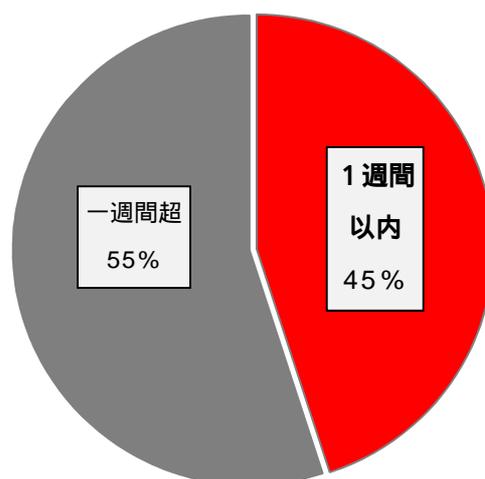
現場特有のリスクに応じた実効性のある新規入場者教育を実施し、労働災害の撲滅に取り組みましょう。

労働災害の発生状況

建設業における月別死亡災害発生状況



現場入場経過日数別・死亡災害発生状況



建設業における月死傷災害発生状況 (休業4日以上)



新規入場者教育の具体的な教育項目の例

- ・ 工事概要及び作業方針
- ・ 現場ルールについて
 - 「危険予知活動」
 - 「ヒヤリハット運動」
 - 「一声かけあい運動」など
- ・ 現場特有のリスクについて
 - 「高所作業箇所」
 - 「進入禁止箇所」 など
- ・ 基本的な安全意識について
 - 「近道・省略行動」の禁止
 - 「危険感受性の向上」 など

教育項目は一例です。
現場ごとに教育内容を工夫して実施して下さい！

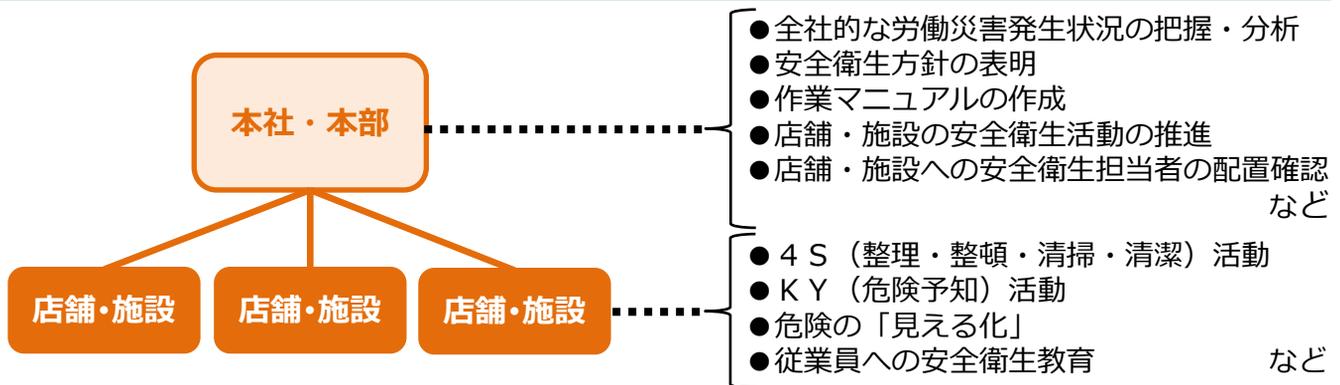
働く人に安全で安心な 店舗・施設づくり推進運動

～ 小売業・社会福祉施設・飲食店の労働災害の減少に向けて ～

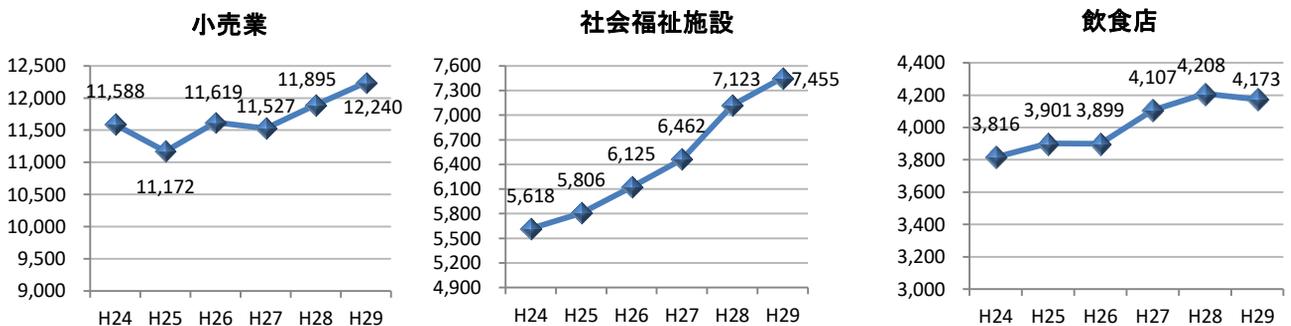
厚生労働省と中央労働災害防止協会では、小売業、社会福祉施設、飲食店において増加している労働災害の減少を図るため、「働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」を展開しています。

これらの業種で効果的な労働災害防止対策を進めるためには、2・3ページに掲載の「チェックリストⅠ・Ⅱ」を活用し、多くの店舗を展開する**企業本社**、複数の社会福祉施設を展開する**法人本部が主導して**、店舗、施設の労働安全衛生活動について**全社的に取り組むことが重要**です。

3・4ページには、下図のような取組事項の具体例のうち、主なものをまとめていますので、ご参照ください。



増加する小売業、社会福祉施設、飲食店での労働災害



※休業4日以上死傷労働災害件数(12月末現在速報値)

小売業、社会福祉施設、飲食店で多い労働災害

転倒	急な動き・無理な動き	墜落・転落	その他
「急いでいるときや、両手で荷物を抱えているときなどに、放置された荷物や台車につまずく」「濡れた床で滑る」など	「重いものを無理な姿勢で持ち上げたり、移動させたりするとき、介護で利用者を持ち上げるときなどに、ぎっくり腰になる、筋を痛める、くじく」など	「脚立や、はしごなどの上でバランスを崩す」「階段で足が滑る」など	「やけどをした」、「刃物で手を切った」、「交通事故にあった」、「通路でぶつかった」など



次の事項のうち、労働災害の発生状況等を踏まえ、必要性の高いものから取組を始め、順次、取組事項を拡げてください。なお、法定の義務事項に該当する重要な取組もありますので（衛生管理者の選任等）、その場合は特に速やかに実施する必要があります。

チェック項目		☑
1	全店舗・施設の労働災害の発生状況を把握し、分析を行っていますか。	<input type="checkbox"/>
2	企業・法人の経営トップの意向を踏まえた安全衛生方針を作成し、掲示や小冊子の配布などの方法により店舗・施設に周知していますか。	<input type="checkbox"/>
3	店舗・施設の作業について、過去の労働災害発生状況を踏まえ、安全に配慮した作業マニュアルを作成して店舗・施設に周知していますか。	<input type="checkbox"/>
4	次の①～⑪の項目のうちから、店舗・施設で実施すべき安全衛生活動を定め、店舗・施設での取組を行わせるとともに、必要な資料の提供、教育の実施等の支援を行っていますか。	-
①	4S（整理、整頓、清掃、清潔）の徹底による床面の水濡れ、油汚れ等の小まめな清掃、台車等の障害物の除去、介護、保育等の作業ができるスペース・通路の確保等による転倒・腰痛災害の防止	<input type="checkbox"/>
②	作業マニュアルの店舗・施設の従業員への周知・教育	<input type="checkbox"/>
③	KY（危険予知）活動による危険予知能力、注意力の向上	<input type="checkbox"/>
④	ヒヤリハット活動による危険箇所の共有、除去	<input type="checkbox"/>
⑤	危険箇所の表示による危険の「見える化」の実施	<input type="checkbox"/>
⑥	店長・施設長、安全衛生担当者による定期的な職場点検の実施	<input type="checkbox"/>
⑦	朝礼時等での安全意識の啓発	<input type="checkbox"/>
⑧	転倒防止に有効な靴、切創防止手袋等の着用の推進、介護機器・用具等の導入と、使用の推進、熱中症予防のための透湿性・通気性の良い服装の活用	<input type="checkbox"/>
⑨	腰痛予防対策指針に基づく健康診断の実施	<input type="checkbox"/>
⑩	腰痛・転倒予防体操の励行	<input type="checkbox"/>
⑪	熱中症予防のための休憩場所・時間の確保	<input type="checkbox"/>
5	店舗・施設における安全衛生担当者（衛生管理者、衛生推進者、安全推進者等）の配置状況を確認していますか。	<input type="checkbox"/>
6	店舗・施設の安全衛生担当者に対する教育を実施していますか。	<input type="checkbox"/>
7	本社・本部、エリアマネージャーから店舗・施設に対する危険箇所や安全衛生活動の取組状況の点検、災害防止指導を実施していますか。（店舗・施設の監査チェックリストに安全衛生に関する項目を明記することなどがあります）	<input type="checkbox"/>
8	安全対策の取組や注意喚起を分かりやすく従業員へ周知するための掲示や小冊子の配布を実施していますか。	<input type="checkbox"/>
9	リスクアセスメント（職場の危険・有害要因を特定し、リスクの大きさを評価すること）を実施してその結果に基づく対策を講じていますか。	<input type="checkbox"/>
10	店舗・施設におけるメンタルヘルス対策について指導および実施状況の把握を行っていますか。	<input type="checkbox"/>
11	店舗・施設における健康診断および事後措置、長時間労働者への面接指導など、健康確保措置の実施状況を把握していますか。	<input type="checkbox"/>

本社・本部が定めた安全衛生活動を実施するほか、店舗・施設独自の取組を順次広げてください。

チェック項目		☑
1	4 S 活動（整理、整頓、清掃、清潔）の徹底による床面の水濡れ、油污れ等の小まめな清掃、台車等の障害物の除去、介護、保育等の作業ができるスペース・通路の確保等による転倒・腰痛災害の防止を実施していますか。	<input type="checkbox"/>
2	作業マニュアルを店舗・施設の従業員に周知、教育していますか。	<input type="checkbox"/>
3	K Y（危険予知）活動による危険予知能力、注意力の向上に取り組んでいますか。	<input type="checkbox"/>
4	ヒヤリハット活動による危険箇所の共有、除去を実施していますか。	<input type="checkbox"/>
5	危険箇所の表示による危険の「見える化」を実施していますか。	<input type="checkbox"/>
6	店長・施設長、安全担当者による定期的な職場点検を実施していますか。	<input type="checkbox"/>
7	朝礼時等での安全意識の啓発を実施していますか。	<input type="checkbox"/>
8	転倒防止に有効な靴、切創防止手袋等の着用の推進、介護機器・用具等の導入、使用の推進、熱中症予防のための透湿性・通気性の良い服装の活用などを行っていますか。	<input type="checkbox"/>
9	腰痛予防対策指針に基づく健康診断を実施していますか。	<input type="checkbox"/>
10	腰痛・転倒予防体操を励行していますか。	<input type="checkbox"/>
11	熱中症予防のための休憩場所・時間の確保を実施していますか。	<input type="checkbox"/>

主な取組事項の概要

① 経営トップによる安全衛生方針の表明

- ◆ 経営トップによる安全衛生方針を策定し、掲示や従業員への小冊子の配布などにより周知します。

② 4 S 活動 = 災害の原因を取り除く

- ◆ 「4 S」とは「整理」、「整頓」、「清掃」、「清潔」のことで、これらを日常的な活動として行うのが「4 S 活動」です。
- ◆ 4 S 活動は、労働災害の防止だけではなく、作業のしやすさ、作業の効率化も期待できます。
- ◆ お客様の目に触れにくいバックヤードも整頓を忘れないようにしましょう。
- ◆ 荷物やゴミなど、物が散らかっている職場や、水や油で床が滑りやすい職場は、災害の危険が高くなります。



策定例

+

策定日 平成●●年 月 日
 揭示日 平成●●年 月 日

安全衛生方針

当社は、「『従業員の安全』は『お客様の安全』の礎である」との理念に基づき、安全衛生の基本方針を以下のとおり定め、経営者、従業員一丸となって労働災害防止活動の推進に努めます。

安全衛生の基本方針

- ① 安全衛生活動の推進を可能とするための組織体制の整備、責任の所在の明確化を図る
- ② 労使のコミュニケーションにより、職場の実情に応じた合理的な対策を講じる
- ③ すべての社員、パート、アルバイトに安全衛生確保に必要なかつ十分な教育・訓練を実施する
- ④ 上記の実行に当たっては適切な経営資源を投入し、効果的な改善を継続的に実施する

会社名
代表者

株式会社●●スーパーマーケット
代表取締役 安全太郎

(自筆で署名しましょう)

③ K Y活動 = 潜んでいる危険を見つける

- ◆ K Yとは「危険 (K) ・予知 (Y) 」のことです。K Y活動では、業務を開始する前に職場で「その作業では、どんな危険が潜んでいるか」を話し合っ「これは危ない」というポイントに対する対策を決め、作業のときは、一人ひとりが「指差し呼称」をして行動を確認します。
- ◆ 「うっかり」、「勘違い」、「思い込み」などは安全ではない行動を招き、災害の原因となります。



④ 危険の「見える化」 = 危険を周知する

- ◆ 危険の「見える化」とは、職場の危険を可視化 (= 見える化) し、従業員全員で共有することをいいます。K Y活動で見つけた危険のポイントに、右のようなステッカーなどを貼りつけることで、注意を喚起します。
- ◆ 墜落や衝突などのおそれのある箇所が事前に分かれば、そこでは特に慎重に行動することができます。



⑤ 安全教育・研修 = 正しい作業方法を学ぶ

- ◆ 「脚立の正しい使い方」、「腰痛を防ぐ方法」、「器具の正しい操作方法」などを知っていれば、労働災害を防ぐことができます。
- ◆ 組織の本社や本部では、「どんな災害が起こっているか」、「どうしたら災害は防げるか」を踏まえ、「正しい作業手順 (マニュアル)」を作成します。そして店舗・施設では、この内容を従業員に伝え、教えます。
- ◆ 朝礼など皆が集まる機会を活用して教育・研修を行う方法もあります。特に、はじめて職務に就いた従業員には、雇い入れ時に安全教育を行う必要があります。

⑥ 安全意識の啓発 = 全員参加により安全意識を高める

- ◆ 安全活動は、経営者や責任者の責務であるとともに、正社員、パート、アルバイト、派遣などの雇用形態にかかわらず、従業員は全員参加することが重要です。
- ◆ 従業員一人ひとりの安全意識を高めるために、朝礼などの場を活用して、店長・施設長から安全の話をする事や、従業員からヒヤリハット事例を報告してもらい、みんなで安全について話し合ったりすることなどが効果的です。

⑦ 安全推進者の配置 (労働安全衛生法施行令第2条第3号に掲げる業種における安全推進者の配置等に係るガイドライン)

- ◆ 店舗・施設ごとに安全の担当者である安全推進者を配置し、安全衛生活動、安全衛生教育・啓発の推進などの旗振り役を担わせます。

「働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」特設サイト

<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/information/sanjisangyo.html>

こちらも
ご覧ください

- 安全・衛生に関する主な制度・施策紹介
- 安全衛生関係のパンフレット一覧

安全・衛生

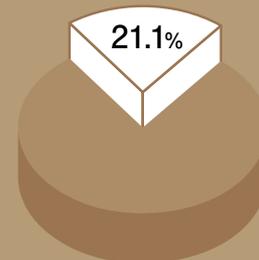
検索

安全 パンプ

検索

職場の安全活動についてのご不明点などは、厚生労働省ホームページをご覧ください。最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署にお問い合わせ下さい。

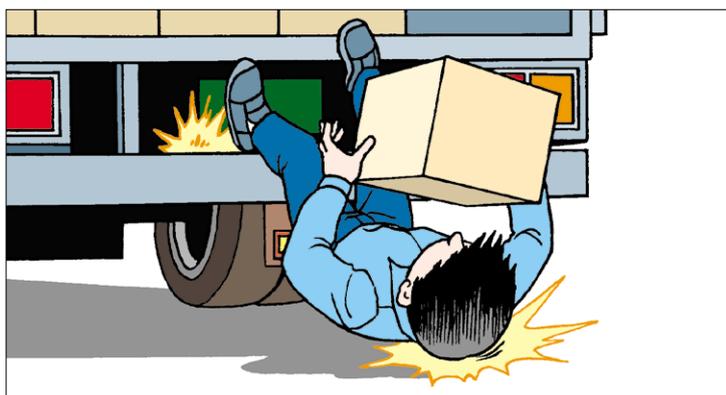
1 トラック・荷台等からの 墜落・転落による 死亡災害



陸上貨物運送事業における労働災害の中で最も多かったのが「トラック・荷台等からの墜落・転落」です。このパターンの災害事例を分析すると、67%が「保護帽未着用」でした。そのうちの多くが「高さが2m未満」の地点からの転落であり、もし保護帽を着用していれば死亡災害に至らなかった可能性があります。

事例 1

足を滑らせてリアバンパーから転落（死亡災害）



被災者はコンビニエンスストアに荷物を配送していました。配送先の手前にある駐車場で荷台コンテナ内にある荷物の整理を行った後、荷台にあった段ボールを持ちながら、荷台からトラックのリアバンパーに足をかけ、後ろ向きで降りようとしたところ、足を滑らせてしまい、約52cmの高さから転落し、頭部を強打しました。なお、同被災者は保護帽を着用していませんでした。

事例 2

テールゲートリフターから転落（死亡災害）



被災者はテールゲートリフターに乗り、工業用油200ℓが入ったドラム缶1缶を荷台から荷おろしする作業をしていました。被災者は何らかの理由でテールゲートリフターからトラック後方に転落しました（転落高110cm）。なお、同被災者は保護帽を着用していませんでした。

▶ 労働災害を防ぐためのポイント!

対

策

作業高によらず、必ず保護帽を着用して荷役作業を行いましょう

必ず保護帽を着用!



Check 1

12ページの
「対策例1 墜落・転落時編」も
ご覧ください。

着用時

5つのポイント

- 1 「墜落時保護用」を使用すること
- 2 傾けずに被ること
- 3 あご紐をしっかりと、確実に締めること
- 4 破損したものは使わないこと
- 5 耐用年数を守ること

ひとこと
アドバイス

わずか50cmの高さから転落した場合でも、打ちどころによっては死亡災害に至ってしまうことがあります。高さ2mに満たない地点での作業であっても、荷役作業時には必ず保護帽を着用するようにしましょう。また、常日頃から社員に対して保護帽の意義や効果に関する社内教育を実施し、保護帽の着用を徹底させるようにしましょう。

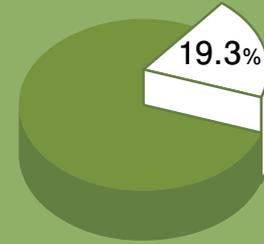
その他、事業者・作業者は次のような対策を講じましょう

- ▶ 作業手順書を作成しましょう
- ▶ 複数の作業員で荷役作業を行う場合、作業指揮者を配置しましょう
- ▶ 荷台上で作業員が移動する場合、作業指揮者は地面レベルから全般を見渡し、確認および指示ができる状況にしておきましょう
- ▶ トラック運転席やアルミバンの屋根上など高所で作業を行う場合は、安全帯を着用するか、足場を組み作業床を設けましょう
- ▶ 耐滑性のある安全靴等を使用しましょう



2

トラック・荷台等での荷崩れによる死亡災害



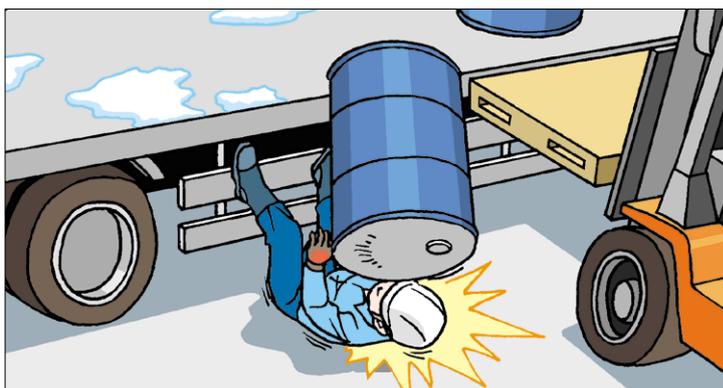
「トラック・荷台等での荷崩れ」による死亡災害事例を分析すると、「積みおろし時における被災」がこれら事例の半数以上を占めており、荷物の固定・固縛^{こぼく}が不適切だった例が多く見られました。通常、積みおろし担当者は積付け時の状況が分からないため、積みおろし時の危険を的確に把握できず、その結果災害に至ってしまうケースがあります。

事例 1 固定ベルトを外した途端に多くの角材が落下（死亡災害）



被災者は、トラック（ウイング車）の積荷である角材180本の束の積み付け状況を点検していました。角材はラッシングベルトで固定されていたものの、点検のためベルトを緩めたところ、角材の束が崩壊し、被災者は角材の下敷きになりました。なお、同被災者は保護帽を着用していませんでした。

事例 2 ドラム缶とともに転落。ドラム缶が被災者に直撃（死亡災害）

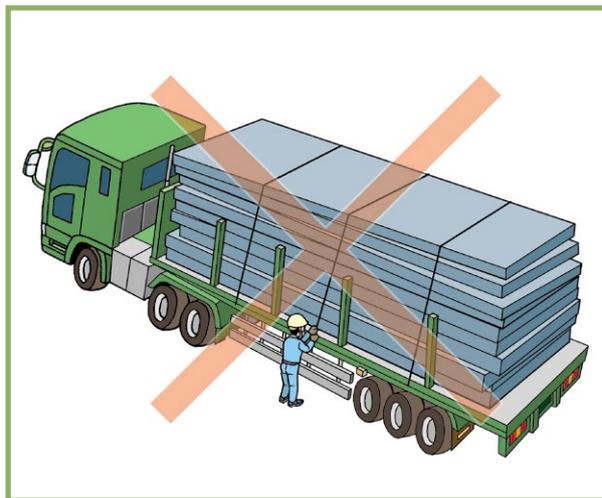
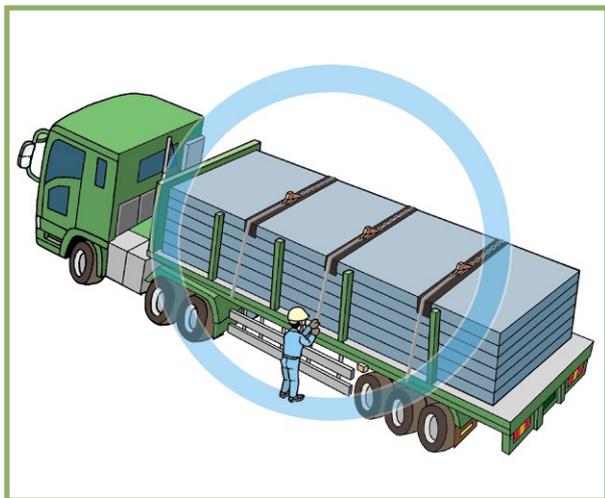


被災者は、積載されているドラム缶を、トレーラーコンテナの奥からフォークリフトのあるトラック荷台側面に移動させる作業をしていましたが、コンテナから地面へドラム缶とともに転落し、ドラム缶が被災者に直撃しました。なお、コンテナ内部の底面には雪が残っており、非常に滑りやすい状態でした。

▶ 労働災害を防ぐためのポイント!

対策

積付け時には、積荷の状態を確認すること(積みおろし配慮)



ひとつこと アドバイス

荷崩れが起きやすいような形で積付けが行われると、積みおろしの際に非常に危険です。積みおろし担当者が安全な積みおろしができることを前提に、積付け時の**積みおろし配慮**を行きましょう。
また、荷崩れを防ぐために、適切な固定・固縛こばくを行うなど、適正な方法で荷を固定させることが非常に重要です。

その他、事業者・作業者は次のような対策を講じましょう

- ▶ 作業手順書を作成しましょう
- ▶ 積荷の状態に応じて作業指揮者を定めましょう
- ▶ 荷の固定・固縛方法に係る研修を実施しましょう
- ▶ 積付け・積みおろし時に渡し板等が必要な場合には、板の脱落防止や荷の滑り止め措置を実施しましょう
- ▶ トラックの走行途中で積荷の固定・固縛方法を点検しましょう
- ▶ 荷崩れに繋がりがやすい荒い運転(急制動、急発進、急旋回など)をしないようにしましょう
- ▶ 荷台のあおりやウイング等を動かす際には、事前に荷が立てかけられていないかを確認しましょう



参考資料

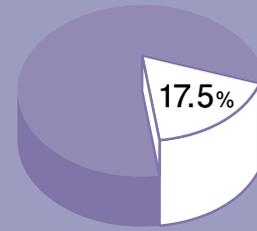
「安全輸送のための積付け・固縛方法」では、荷崩れを防ぐための積付け・固縛時の注意点などについて紹介していますので、参考になさってください。

資料提供：公益社団法人全日本トラック協会



3

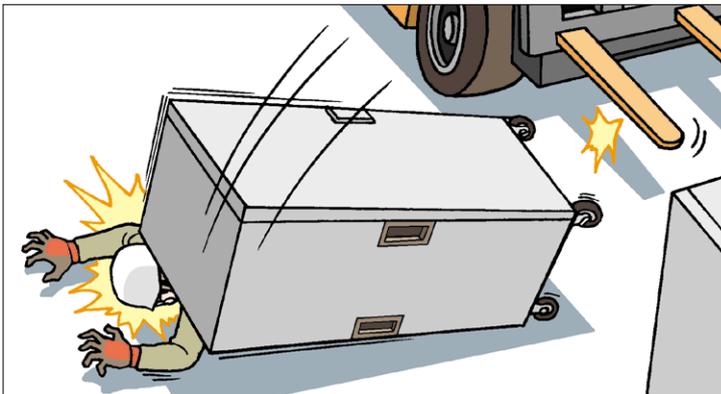
フォークリフト 使用時における 死亡災害



フォークリフトによる労働災害を分析すると、フォークリフトのオペレーター（運転手）による不適切な運転操作や、フォークリフトで持ち上げていた荷物の荷崩れ、またフォークリフトと別の作業者との接触など、オペレーターならびに周辺にいた他の作業者が本来禁止されている行動を取ったことによる事例が多くありました。

事例
1

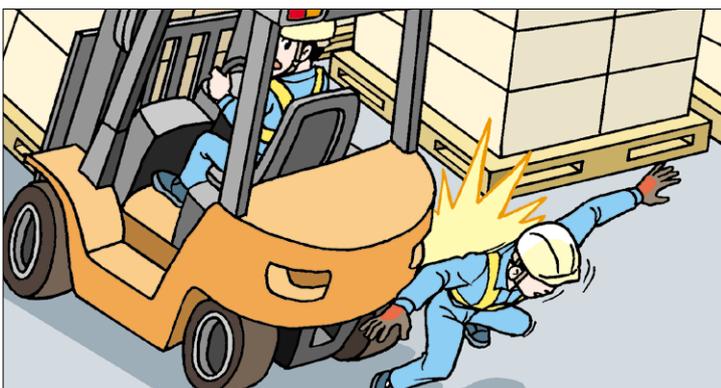
フォークリフトアップ(上昇)時の安全不確認により被災者が コールドロールボックスパレットの下敷きに(死亡災害)



オペレーターがフォークリフトのフォークを上昇させた際に、そばにあったコールドロールボックスパレットがフォークに引っかかり、前方に倒れました。パレットの近くで作業を行っていた被災者は倒れてきたパレットを避けることができず、倒れたパレットの下敷きとなりました。

事例
2

歩行者立入禁止エリアにいた被災者が フォークリフトと接触(死亡災害)

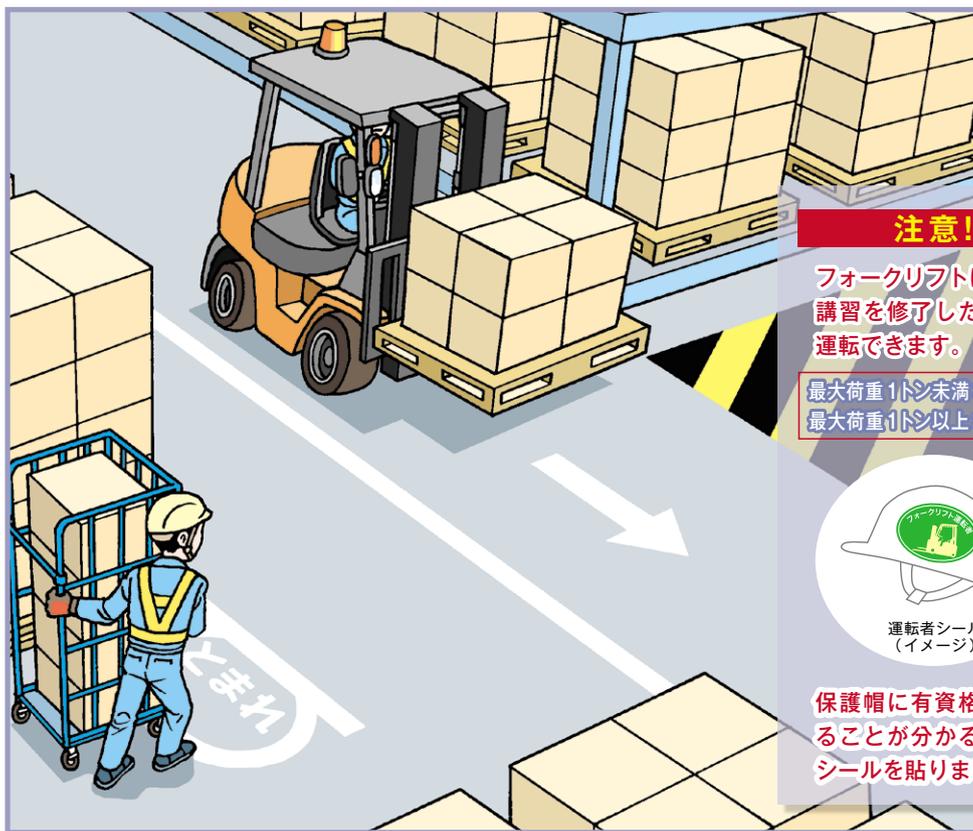


コンテナへの荷積み場所となっているフォークリフト走行エリア内でフォークリフトを運転していました。フォークリフトを後退させたところ、近くを歩いていた被災者に接触しました。なお、被災者は社内ルールで定められているフォークリフト走行エリアに入ったことで接触しました。

▶ 労働災害を防ぐためのポイント!

対策

フォークリフトの**オペレーター**やその**周囲の作業**者は、**定められたルール**を守り、**適切な行動**を徹底しましょう



注意!

フォークリフトは、技能講習を修了した者等が運転できます。

最大荷重1トン未満:特別教育
最大荷重1トン以上:技能講習



保護帽に有資格者であることが分かるようにシールを貼りましょう。

ひとことアドバイス

禁止されている行動を取ってしまうことで、災害に繋がるケースが多くなっています。自分や周りの作業員を守るため、**各事業場で定められたルール**を守り、適切な行動を徹底しましょう。

オペレーターの注意事項

- 周囲の安全を確かめながら運転操作を行いましょう。特に、フォークに荷がある時には急な上昇・下降、旋回などは行わないようにしましょう
- フォークリフトの用途外使用をしないようにしましょう
- フォークリフトの操作に慣れていない場合は、一定期間は指導者の指導の下で作業を行うようにしましょう

周囲の作業員の注意事項

- 自分の周囲に注意を払いながら作業を行うようにしましょう
- 接触事故を防ぐために、歩行者立入禁止エリア(フォークリフト走行エリア)に立ち入らないようにしましょう

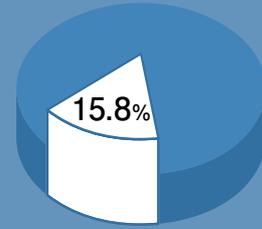
その他、事業者・作業員は次のような対策を講じましょう

- ▶ 作業手順書を作成しましょう
- ▶ 複数の作業員で荷役作業を行う場合は、作業指揮者を配置しましょう
- ▶ フォークリフトに係る安全研修を実施しましょう



4

トラックの 無人暴走による 死亡災害



トラックが無人暴走に至った原因を分析すると、トラックが動き出す可能性がある状態（パーキングブレーキを使用しなかった、緩かったなど）で降車したことが大半でした。その一方で、ギアロックやパーキングブレーキ、輪止め、タイヤチェーンの装着など適切な措置を行っていても、降雪した坂道で逸走した例もありました。

事例

1

坂道で動き出した無人トラックを 止めようとして轢かれる（死亡災害）

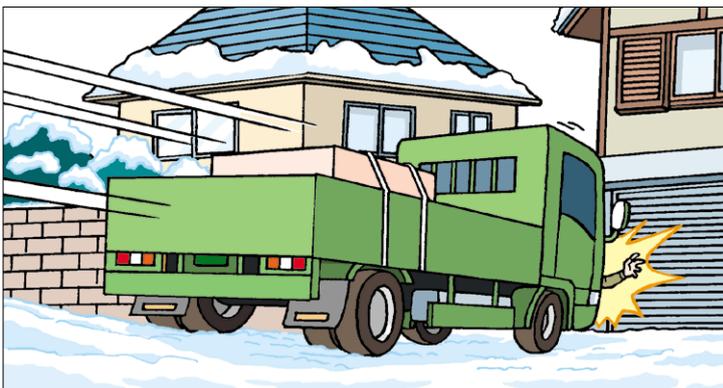


被災者（ドライバー）は、傾斜のある道路（7～9度）に駐車させていた無人のトラックが後ろに動き出したため、止めようとして運転席に乗り込もうとしましたが、振り落とされた結果、トラックと石垣との間に挟まれました。なお、トラックを駐車させた際、エンジンは停止されていましたが、トラックのパーキングブレーキは緩く、ギアロックがされていなかったために、適切にブレーキが利いていない状態でした。

事例

2

積雪路面で無人トラックが動き出し 住宅ガレージの支柱に挟まれる（死亡災害）

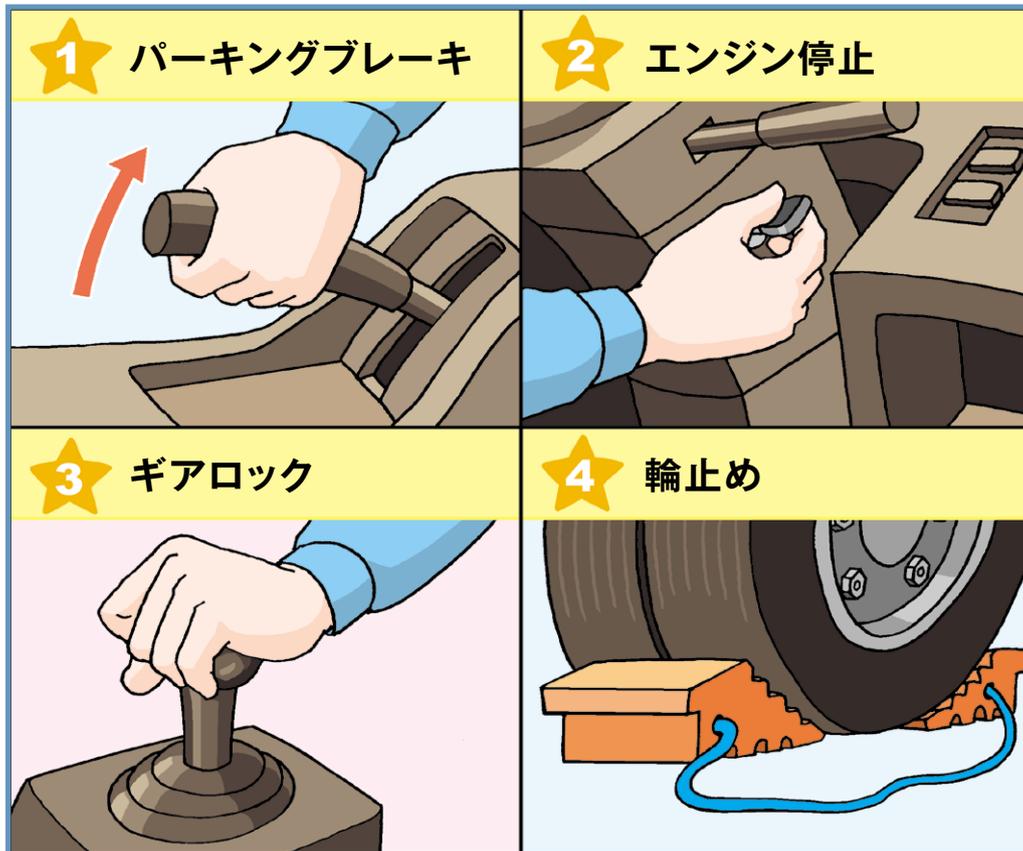


積雪し、傾斜のある道路（約10度）に停車させていた無人のトラックが前方に動き出したため、トラックの前にいた被災者（ドライバー）がトラックに押しやられ、住宅ガレージの支柱との間に挟まれました。なお、駐車時にはパーキングブレーキが適切に使用されていたほか、エンジンは停止され、ギアロックもされており、タイヤにはチェーンも装着されていました。

▶ 労働災害を防ぐためのポイント!

対策

降車時には必ず逸走防止措置（「パーキングブレーキ→エンジン停止→ギアロック→輪止め」の4点セット）を実施しましょう



ひとつこと アドバイス

逸走した事例の多くは、適切な逸走防止措置が取られていなかったことで発生しています。ドライバーが降車する場合は平坦な場所にトラックを駐車させるようにするとともに、逸走防止措置の4点セットを確実に行ってから車を離れるようにしましょう。なお、寒冷地での待機中にエンジンをかけたままで車から離れた際に被災した事例もありましたので、十分に注意が必要です。

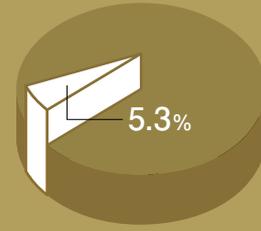
その他、事業者・作業者は次のような対策を講じましょう

- ▶ トラックの停車、ドライバーの降車、トラック内での待機について、作業手順を定めましょう
- ▶ 停車時にトラックが動き出しても、止めるために車に近付くことは厳禁とし、周囲への警告を發しましょう
- ▶ 降雪・凍結した坂道(わずかな傾斜も含む)では原則として、停車させないようにしましょう



5

トラック後退時 における 死亡災害



トラック後退時での労働災害の多くが、トラックの後方にいた被災者がトラックの後退に気付かなかったために発生していました。

気付かなかった理由としては、近隣からの苦情により後退警告音（ブザー）の音量を下げている、本来は後退禁止だった、バックモニターを使用していなかった——等が挙げられます。

事例

1

トラックの後退誘導時に トラックと電柱に挟まれる（死亡災害）



被災者（運転手助手）は、路地で引越トラックの後退誘導を行っていたところ、トラックと電柱の間に挟まれました。当該トラックにはバックモニターが装備されていましたが、被災者が目視できなかったにもかかわらず、運転手は事故発生当時バックモニターを使用していませんでした。

事例

2

トラックの荷役作業指示中に 後退してきた別のトラックに接触（死亡災害）

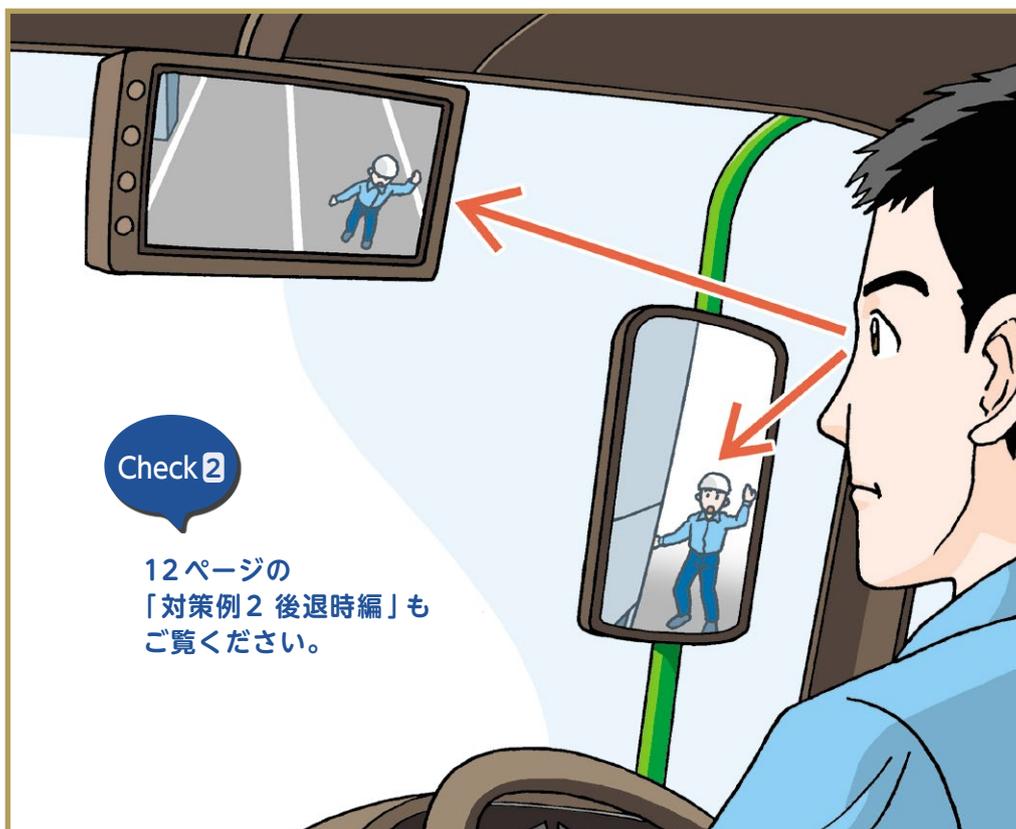


被災者はトラックAの運転手に対して荷役作業の指示を行っていました。そこに別のトラックBが給油のために、本来は禁止されている後退で移動してきました。トラックBの運転手は被災者に気付かずに後退を続けたために、被災者はトラックBと接触しました。なお、事故が発生したのは夕方、薄暗い状態でした。

▶ 労働災害を防ぐためのポイント!

対 策

後退誘導のルールを定めるとともに、トラックを後退させるのは**後方の状況確認ができる場合のみ**に限定しましょう



ひとこと アドバイス

トラック後退時の事故の多くが、後方の確認が不十分だったために発生しています。様々な安全対策を行い、**後方の確認を十分行った上で**後退させるようにしましょう。

その他、事業者・作業者は次のような対策を講じましょう

- ▶ トラック後退時には、周辺への第三者の立ち入り制限を定め、遵守させましょう
- ▶ 後退誘導担当者を配置しましょう。また、運転手は誘導担当者が目視できる状態で後退を行い、声や笛などの音声のみで後退の可否を判断しないようにしましょう
- ▶ トラック同士が接触するおそれのある場合は、複数台のトラック誘導を行わないようにしましょう
- ▶ 原則として、後退警告音の音量は下げないようにしましょう。やむを得ず下げる場合は、バックモニター等その他の安全対策を併用しましょう



Check 1

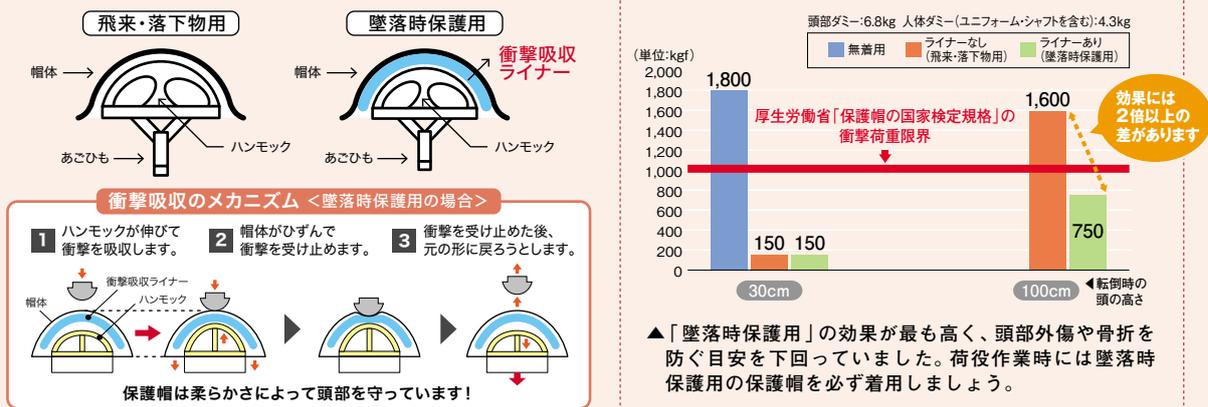
対策例 1

墜落・転落時編

保護帽の効果を知ってください！

保護帽（ヘルメット）とは労働安全衛生法第42条の規定にもとづく「保護帽の規格」に合格した製品を言います。この保護帽には「飛来・落下物用」と「墜落時保護用」の2種類があり、荷役作業では帽体内部に衝撃吸収ライナーと呼ばれる衝撃吸収材を備えた墜落時保護用を使用することが望まれます。

ここでは着用効果を知ってもらうため、「着用なし」、「飛来・落下物用」、「墜落時保護用」の3種類で頭にかかる衝撃をグラフに示しました。100cmから転倒した時の効果には2倍以上の差があり、飛来・落下物用では効果が不十分なことが分かりました。



■保護帽に関する詳細な情報は日本ヘルメット工業会のサイトから入手できますのでご覧ください。
 協力：一般社団法人日本ヘルメット工業会 (JHMA) <http://japan-helmet.com>、株式会社谷沢製作所

Check 2

対策例 2

後退時編

福岡市の夜間ゴミ収集での後方確認の工夫

夜間のゴミ収集では暗い場所での安全確保に加えて近隣への騒音配慮が不可欠です。福岡市の委託業者ではパッカー車の後部に2つの集音マイクを装着して、車両後退時の「オーライ」等の掛け声が運転席に伝わりやすいシステムを使っています。このシステムが使われるようになって10年くらい経つそうですが、もはや安全対策には欠かせないそうです。市販のバックモニターにも集音マイク付のものが有りますので、トラックの後方確認ツールとしての活用が期待されます。



協力：福岡市環境局収集管理課、株式会社かわなべ

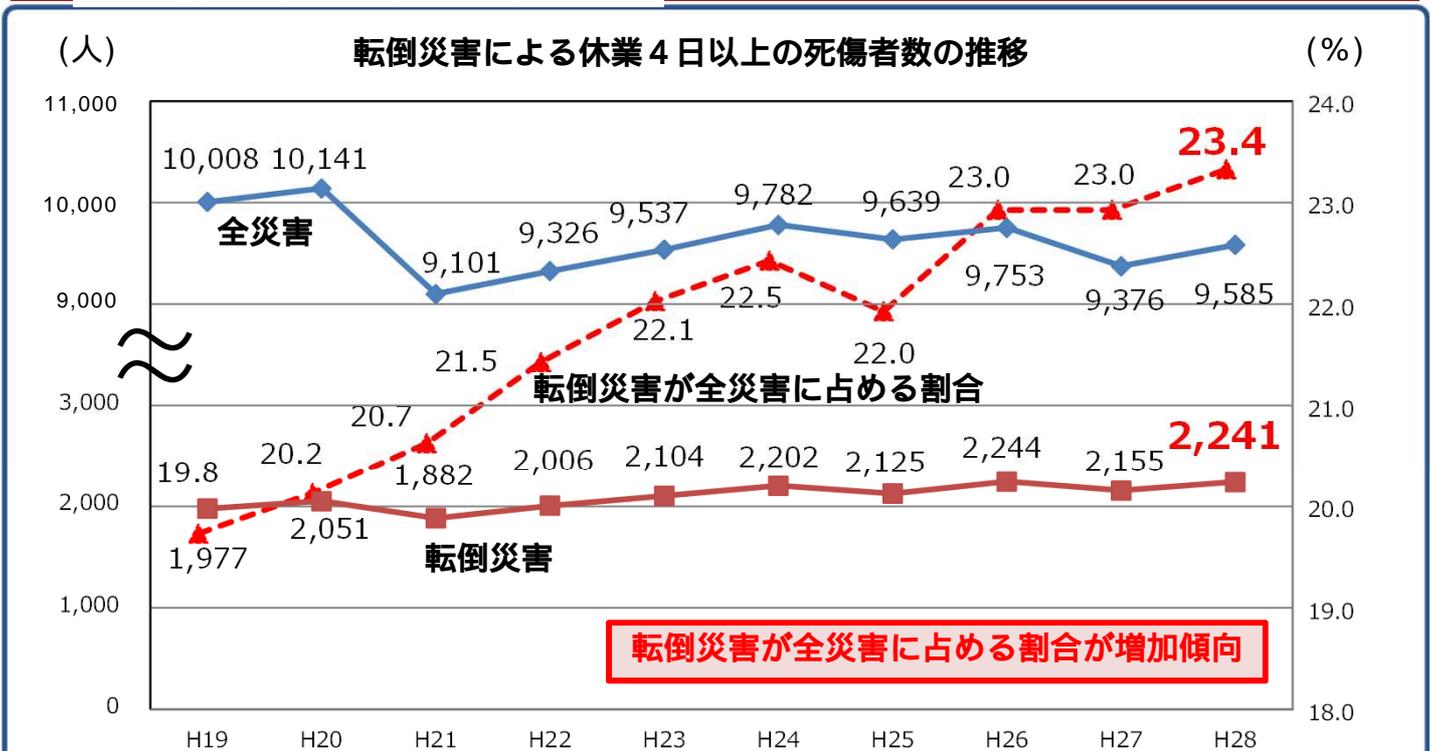
- 厚生労働省 ▶ <http://www.mhlw.go.jp/>
- 独立行政法人労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所 ▶ <http://www.jniosh.johas.go.jp/>

職場における転倒災害を防ぎましょう！

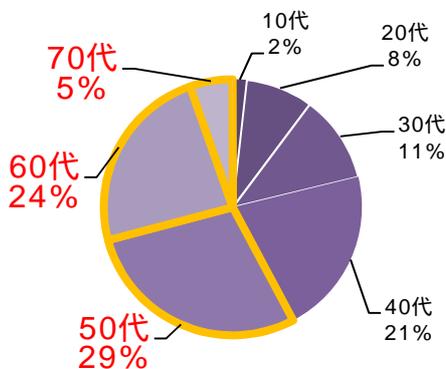
～STOP！転倒災害プロジェクト実施中～

- 転倒災害は、労働災害全体の約4分の1を占めており、被災者の約6割は50歳以上の高齢者です。
- 転倒災害による休業期間は約6割が1ヶ月以上となっており、転倒の原因は、「滑り」や「つまずき」によるものが半数以上を占めています。
- 職場における転倒災害を撲滅するため、裏面のチェックリストを活用した点検を行い、「危険標識や危険マップを活用した転倒リスクの見える化」、「転倒予防教育」、「体操・運動」等により、高齢者対策を含めた職場環境の改善を図りましょう。

都内の転倒災害発生状況

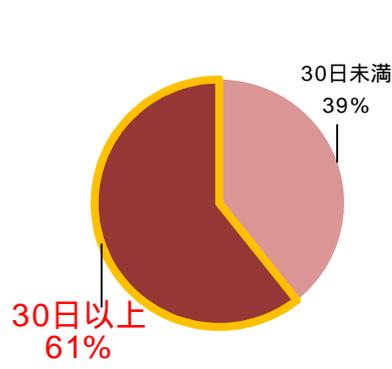


年齢別の転倒災害発生状況
(平成28年、休業4日以上)



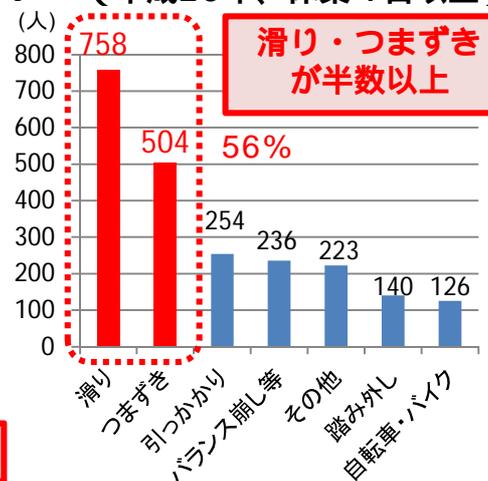
50歳以上が約6割

休業日数別の転倒災害発生状況
(平成28年、休業4日以上)



休業1か月以上が約6割

原因別の転倒災害発生状況
(平成28年、休業4日以上)



(資料出所：労働者死傷病報告)



東京労働局
労働基準監督署

2月・6月は、転倒災害防止の重点取組期間です！

(1) 重点取組期間に実施する事項

2月の実施事項

ア 安全委員会等における転倒災害防止に係る現状と対策の調査審議

イ チェックリストを活用した安全委員会等による職場巡視、職場環境の改善や労働者の意識啓発

6月の実施事項

職場巡視等による転倒災害防止対策の実施状況の確認

(2) 一般的な転倒災害防止対策

作業通路における段差や凹凸、突起物、継ぎ目等の解消

4s（整理、整頓、清掃、清潔）の徹底による床面の水濡れ、油汚れ等のほか台車等の障害物の除去

(3) 冬期における転倒災害防止対策

気象情報の活用によるリスク低減の実施
通路、作業床の凍結等による危険防止の徹底

あなたの職場は大丈夫？
転倒の危険をチェックしてみましょう

転倒災害防止のためのチェックシート

チェック項目		<input type="checkbox"/>
1	通路、階段、出口に物を放置していませんか	<input type="checkbox"/>
2	床の水たまりや氷、油、粉類などは放置せず、その都度取り除いていますか	<input type="checkbox"/>
3	安全に移動できるように十分な明るさ（照度）が確保されていますか	<input type="checkbox"/>
4	転倒を予防するための教育を行っていますか	<input type="checkbox"/>
5	作業靴は、作業現場に合った耐滑性があり、かちょうど良いサイズのものを選んでいませんか	<input type="checkbox"/>
6	ヒヤリハット情報を活用して、転倒しやすい場所の危険マップを作成し、周知していますか	<input type="checkbox"/>
7	段差のある箇所や滑りやすい場所などに注意を促す標識をつけていますか	<input type="checkbox"/>
8	ポケットに手を入れたまま歩くことを禁止していますか	<input type="checkbox"/>
9	ストレッチ体操や転倒予防のための運動を取り入れていますか	<input type="checkbox"/>

自主点検結果を踏まえた転倒災害の防止対策について

転倒災害発生事業場に対する自主点検の結果、多くの企業において、「危険標識や危険マップを活用した転倒リスクの見える化」、「転倒予防教育」、「体操・運動」が未実施でした。

これらは、加齢により身体機能の低下した高齢者の転倒防止策としても有効な手法です。

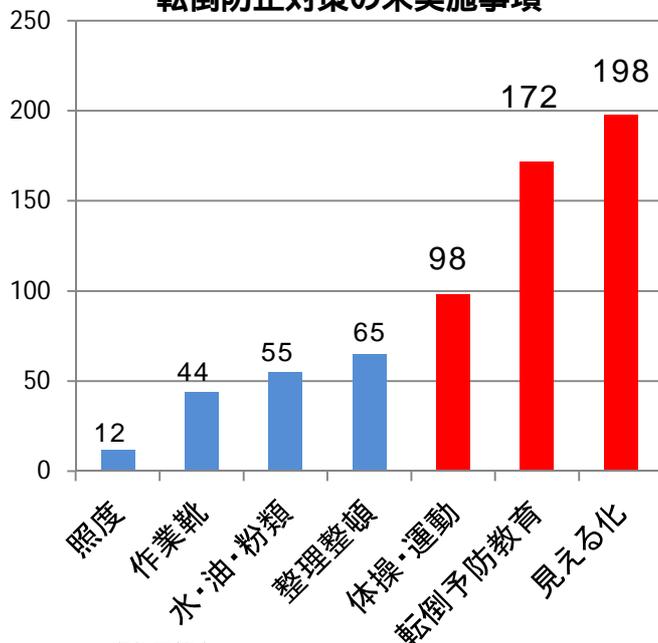
転倒防止のためのチェックシートの結果や労働者の年齢分布を踏まえ、どのような対策が有効か安全委員会等で話し合っ、各職場に応じた転倒防止対策を講じましょう。

「転倒災害防止のためのチェックシート」や、より具体的な転倒災害防止対策については、STOP! 転倒災害プロジェクト特設ページで入手可能です。

高齢労働者の労働災害防止対策については、「高齢労働者の安全と健康」パンフレットをご参照ください（掲載先アドレスは下記）。

tokyo-roudoukyoku.jsite.mhiw.go.jp/var/rev0/0144/3102/konenrei.pdf

転倒災害発生事業場における
転倒防止対策の未実施事項



複数回答有
（資料出所：転倒災害の再発防止のための自主点検等報告書）

ホーム HOME	JNIOSSHについて 組織情報	研究グループ 研究活動の紹介	刊行物・報告書等 研究成果一覧	広報・イベント情報 イベント共同研究・施設貸与等	調達情報 入札公告・契約締結状況等	採用情報 研究員・臨時職員等
-------------	---------------------	-------------------	----------------------------	-----------------------------	----------------------	-------------------

ホーム > 刊行物・報告書等 > 報告書・リーフレット等 > 【映像教材】滑りによる転倒災害を防止しましょう

刊行物・報告書等 研究成果一覧
刊行物・報告書等
研究・調査報告トピックス
知的財産権

【映像教材】滑りによる転倒災害を防止しましょう

第12次労働災害防止計画（平成25年度-29年度）において、小売業では転倒災害の割合が34%と高く（全業種では約20%）、個人の行動に着目した新しい労働災害防止の手法が必要であると指摘されています。このような実態を踏まえ、当研究所では平成25年度に開始したプロジェクト研究「労働災害防止のための中小規模事業場向けリスク管理支援方策の開発・普及」のサブテーマ「小売業における転倒災害防止支援策の検討と普及」において、小売業の中でも店舗の規模によらず施設形態が類似しているスーパーマーケットに焦点を当て、転倒災害防止に向けた対策ツールの検討を進めてきました。

スーパーマーケットの特徴として営業時間が長く、基本的に従業員全員が集まる機会がなく、非正規従業員（パート、アルバイト等）に依存していること等が知られています。そのため、きめ細やかな安全衛生教育を実施するのが困難な状況にあります。そこで前述の研究成果として、動画を見るだけで滑りによる転倒災害の防止に必要な情報を効果的に得ることができる映像教材を作成しました。本映像教材は3編から構成されています。スーパーマーケット等の小売店をターゲットにした内容となっていますが、どなたがご覧になっても滑りによる転倒災害防止に必要な知識を分かりやすく学ぶことができる内容に仕上げました。各動画をクリックするとご覧いただけますのでご利用ください。

<注意>

本映像教材ファイルを社内ネットワークに保存してご使用したい等をご希望される場合は、所定の申請書をお送りしますので、以下の連絡先までお問い合わせください。

申請が受理されると、使用許可書をお送りします。

<連絡先>

リスク管理研究センター 大西 あて

aohnish(at)s.jniossh.go.jp

※(at)は半角のアットマークに置き換えてお送りください。

【動画のリンク先は、外部サイト（YouTube）になります。】

- 導入編 滑りにくい作業環境を作りましょう



- 対策編① 滑りにくい床にしましょう



青梅署 STOP!転倒災害プロジェクト「転倒災害見える化事例」募集要領

1 趣旨

「青梅署STOP!転倒災害プロジェクト」の取組の一貫として、転倒災害に係る見える化事例を募集し、青梅労働基準監督署管内における「転倒災害防止」及び「安全の見える化」の一層の推進を図るため、「転倒災害見える化事例」を広く募集するとともに優秀な事例を表彰、公表することにより、事業場の労使の安全気運の向上を図ることとする。

2 実施体制

青梅労働基準監督署及び公益財団法人東京労働基準協会連合会青梅労働基準協会支部（以下、「(公社)東基連 青梅支部」という。）の共催により実施することとする。

3 実施のスケジュール

- (1) 募集期間 平成 30 年 6 月～平成 30 年 11 月
- (2) 選考委員会 平成 30 年 11 月
- (3) 表彰式 平成 30 年 12 月 13 日（西多摩地区安全衛生大会）

4 応募の資格

- ・ 応募資格は特に定めのないものとし、ホームページ等を通じ広く募集をする。
- ・ 応募方法は、別添応募用紙により、電子メール等で受付を行う。

5 提出先・問い合わせ先

- ・ 問い合わせ先 青梅労働基準監督署 TEL 0428-28-0331
(公社)東基連 青梅支部 TEL 0428-24-8917
- ・ 提出先 (公社)東基連 青梅支部
電子メールアドレス umekikyoo@t-net.ne.jp FAX 0428-24-8939
応募フォームは東京労働局ホームページ内の「青梅労働基準監督署からのお知らせ」内にありますのでダウンロードしてお使い下さい。

6 表彰について

青梅労働基準監督署長、(公社)東基連 青梅支部事務局長等の構成員からなる選考委員会を開催し、委員の合議により「青梅署 STOP!転倒災害プロジェクト「転倒災害見える化賞」として、優秀な事例を選考し、平成 30 年 12 月 13 日に開催する西多摩地区安全衛生大会の「安全衛生表彰式」において表彰状及び記念品を贈呈する。

7 応募事例の取扱いについて

応募いただいた事例については、上記「青梅労働基準監督署からのお知らせ」への掲載、(公社)東基連 青梅支部広報誌への掲載、その他各種広報、講習会等での事例紹介、事例集の作成等に使用させていただきます。

「転倒災害防止の見える化事例」

事業場名	
業種	
事例の概要 タイトル (特徴・着眼点等)	
事例 (写真)	 <p>この応募フォームや過去の事例はここから ダウンロードできます</p>
公表の許諾	事業場名 許 ・ 否 事例内容 許 ・ 否

御担当者様あて確認させていただくことがありますので下記項目の記入をお願いいたします。

御担当者名	
部署名	
連絡先	電話 FAX

「問い合わせ先」

青梅労働基準監督署 安全衛生課
TEL 0428-28-0331

(公社) 東基連 青梅労働基準協会支部
TEL 0428-24-8917

「提出先」 電子メール (青梅労働基準協会支部) umekikyo@t-net.ne.jp

STOP！熱中症

平成30年5月～9月

クールワークキャンペーン

— 熱中症予防対策の徹底を図る —

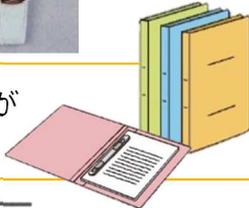
職場における熱中症で亡くなる人は、毎年全国で10人以上にのぼり、4日以上仕事を休む人は、400人を超えています。厚生労働省では、労働災害防止団体などと連携して、「STOP！熱中症クールワークキャンペーン」を展開し、職場での熱中症予防のための重点的な取組を進めています。各事業所でも、事業者、労働者の皆さまご協力のもと、熱中症予防に取組みましょう！

実施期間：平成30年5月1日から9月30日まで（準備期間4月、重点取組期間7月）



事業場では、期間ごとに実施事項に重点的に取り組んでください。
確実に実施したかを確認し、にチェックを入れましょう！

準備期間（4月1日～4月30日）

暑さ指数（WBGT値）の把握の準備	JIS規格「JIS B 7922」に適合した暑さ指数計を準備しましょう。 
作業計画の策定等	暑さ指数に応じて、作業の中止、休憩時間の確保などができるよう余裕を持った作業計画をたてましょう。 
設備対策・休憩場所の確保の検討	簡易な屋根の設置、通風又は冷房設備や、ミストシャワーなどの設置、により、暑さ指数を下げる方法を検討しましょう。また、作業場所の近くに冷房を備えた休憩場所や日陰などの涼しい休憩場所を確保しましょう。 
服装等の検討	通気性のいい作業着を準備しておきましょう。クールベストなども検討しましょう。 
教育研修の実施	熱中症の防止対策について、教育を行いましょ。 
熱中症予防管理者の選任及び責任体制の確立	熱中症に詳しい人の中から管理者を選任し、事業場としての管理体制を整えましょ。 
緊急事態の措置の確認	体調不良時に搬送する病院や緊急時の対応について確認を行い、周知ましょ。 

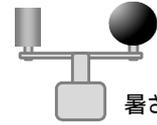
【主唱】厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国警備業協会 【協賛】公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会 【後援】農林水産省、国土交通省、環境省

キャンペーン期間（5月1日～9月30日）

STEP
1

暑さ指数（WBGT値）の把握

JIS 規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を測りましょう。



暑さ指数計の例

STEP
2

準備期間中に検討した事項を確実に実施するとともに、測定した暑さ指数に応じて次の対策を取りましょう。

暑さ指数を下げるための設備の設置		
休憩場所の整備		
涼しい服装等		
作業時間の短縮	暑さ指数が高いときは、 作業の中止、こまめに休憩をとる などの工夫をしましょう。	
熱への順化	暑さに慣れるまでの間は 十分に休憩を取り、1週間程度かけて徐々に身体を慣ら しましょう。	
水分・塩分の摂取	のどが渇いていなくても 定期的に水分・塩分 を取りましょう。	
健康診断結果に基づく措置	糖尿病、高血圧症、心疾患、腎不全、精神・神経関係の疾患、広範囲の皮膚疾患、感冒、下痢 などがあると熱中症にかかりやすくなります。医師の意見をきいて人員配置を行いましょう。	
日常の健康管理等	前日の飲みすぎはないか、寝不足ではないか、当日は朝食をきちんと取ったか、管理者は確認しましょう。熱中症の具体的症状について説明し、早く気づくことができるようにしまししょう。	
労働者の健康状態の確認	作業中は管理者はもちろん、作業員同士お互いの健康状態をよく確認しまししょう。	

STEP
3

熱中症予防管理者は、暑さ指数を確認し、巡視等により、次の事項を確認しまししょう。

- 暑さ指数の低減対策は実施されているか
- 各労働者が暑さに慣れているか
- 各労働者の体調は問題ないか
- 作業の中止や中断をさせなくてよいか
- 各労働者は水分や塩分をきちんと取っているか

異常時の措置

少しでも異常を感じたら
ためらわずに病院へ運ぶか、救急車を呼びましょう。

重点取組期間（7月1日～7月31日）



暑さ指数の低減効果を改めて確認し、必要に応じ追加対策を行いましょ

う。
特に梅雨明け直後は、暑さ指数に応じて、作業の中断、短縮、休憩時間の確保を徹底しまし

う。
水分、塩分を積極的に取りましょう。

各自が、睡眠不足、体調不良、前日の飲みすぎに注意し、当日の朝食はきちんと取りましょ

期間中は熱中症のリスクが高まっていることを含め、重点的に教育を行いましょ

う。
少しでも異常を認めるときは、ためらうことなく、すぐに病院に運ぶか救急車を呼びましょう。



機械安全規格を活用して 労働災害を防ぎましょう

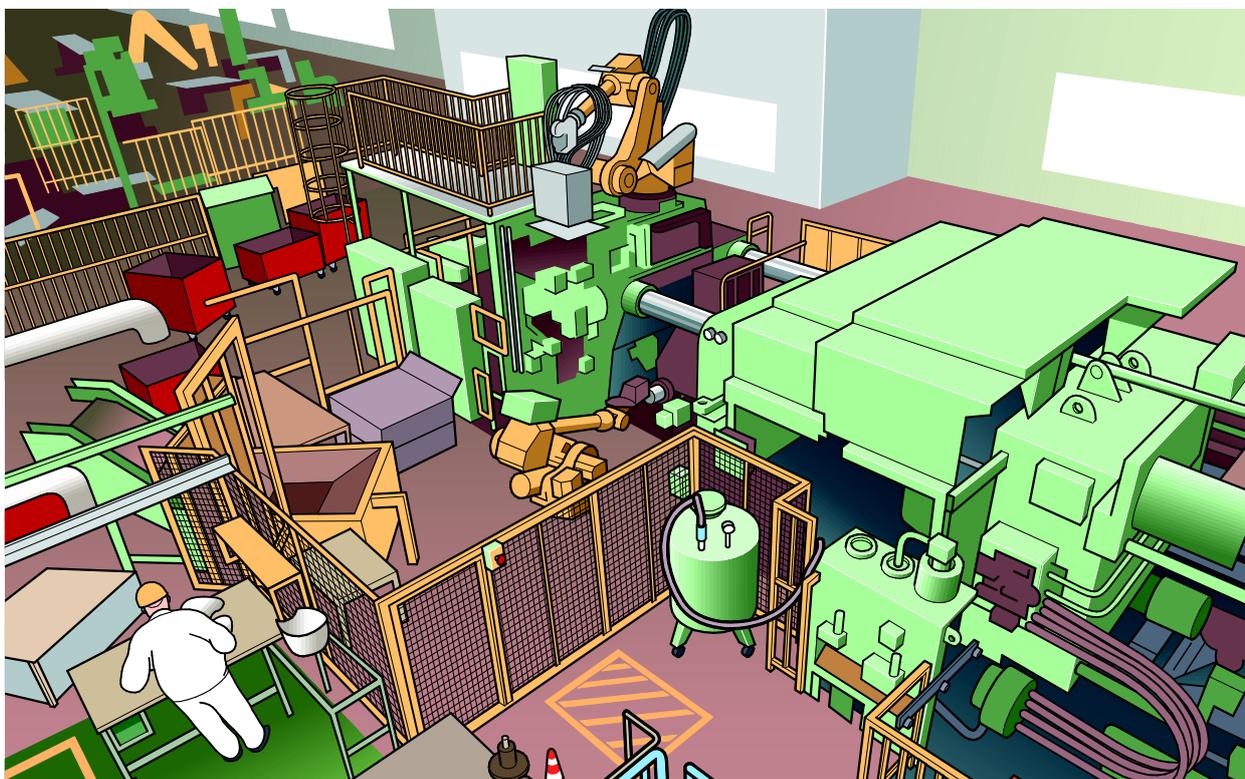
国内外の機械安全に関する規格類を上手に使うって災害防止を進めましょう

はじめに

機械に起因する労働災害は、死傷者数全体の約4分の1、死亡災害の約3分の1を占めており、その原因の8割は機械の安全対策が不十分だったことで生じています。

安全対策は労働安全衛生法に基づく各種構造規格や指針、日本工業規格などに規定されていますが、必ずしも十分に知られていません。

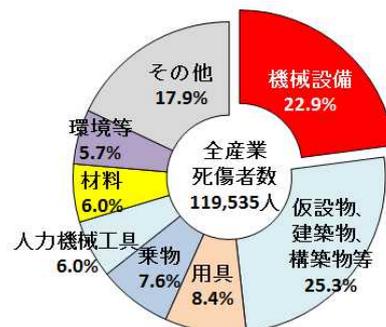
このような状況を踏まえ、産業機械を製造・設置・使用する際に必要となる日本工業規格などの内容についてとりまとめましたので、産業機械の安全な使用のためにお役立てください。



1. 労働災害の現状

労働災害件数（休業4日以上死傷）約12万人のうち、機械設備による労働災害件数は全体の約4分の1を占めています（右図）。

また、死亡災害については、全産業の総計が1千人であり、その約3分の1を占めています。このような機械による災害を撲滅するためには、「安全な機械を、安全に設置して、安全に使うこと」が重要で、メーカー、据付業者、ユーザーの事業者、労働者のすべてが「安全な機械とはなにか」について理解する必要があります。



出典：平成26年全産業死傷者数における機械災害の割合



2. リスク低減措置の方法

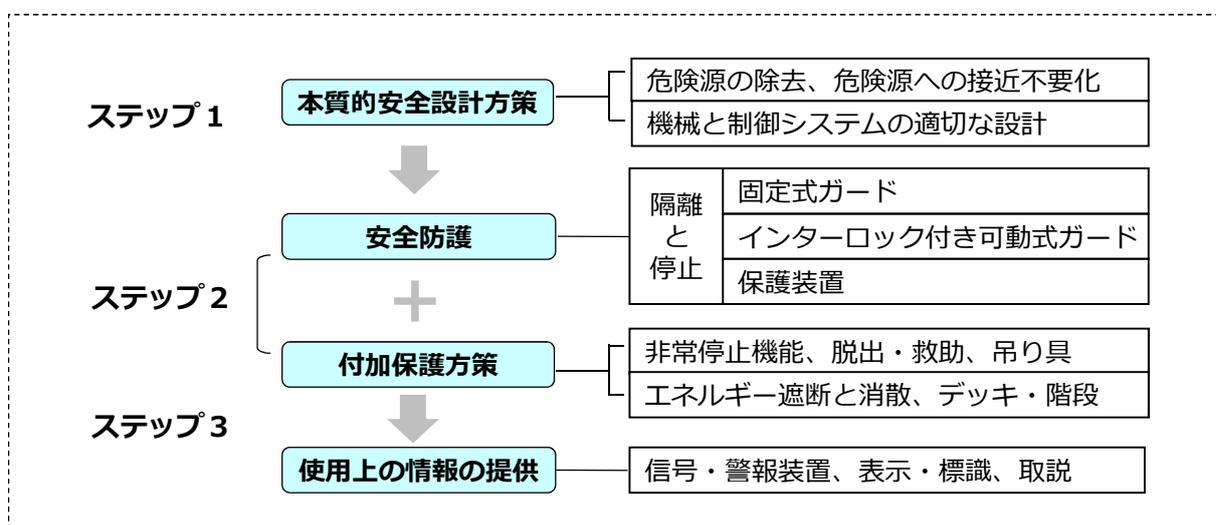
機械設備を起因とする労働災害を防止するため、機械のメーカー、ユーザーのそれぞれが実施すべき事項は、「**機械包括安全指針**」で示しています。（8ページ参照）

労働安全衛生法第3条第2項に「機械その他の設備を設計し製造し、若しくは輸入する者は、機械が使用されることによる労働災害の発生の防止に資するよう努めなければならない。」とし、機械メーカーなどはこの指針に沿って機械を設計製造することを求めています。

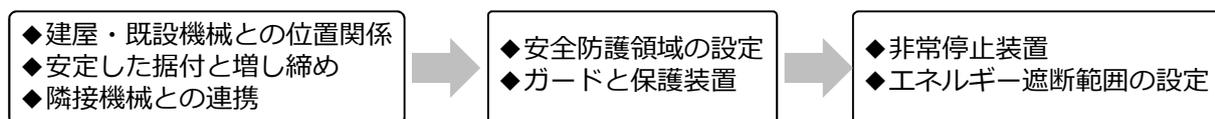
また、労働安全衛生法第28条の2に事業者はリスクアセスメントとその結果に基づく措置の実施に努めることとし、機械のユーザーも、この指針に基づく措置の実施が求められています。

メーカーによるリスク低減措置

機械メーカーによるリスク低減措置は、3ステップメソッドで実施します。3ステップメソッドとは、まず「**本質的安全設計方策**」を実施し、次に「**安全防護及び付加保護方策**」を実施し、さらに残留リスクについて「**使用上の情報**」を作成してユーザーに提供するものです。それぞれの用語の定義については、「**機械包括安全指針**」をご参照ください。（8ページ参照）

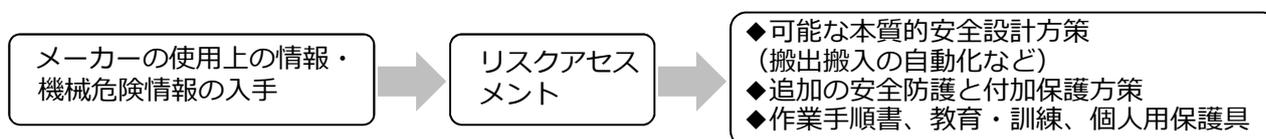


据付業者によるリスク低減措置



ユーザーによるリスクアセスメントとリスク低減

機械を労働者に使用させる事業者である機械ユーザーは、機械メーカーの使用上の情報を入手し、改めてリスクアセスメントを実施し、事業者として実施すべき保護方策を実施した上で、労働者が安全に作業を行えるようにしましょう。



3. 設計製造時に参照すべき規格の例

安全防護は、本質的安全設計方針によっては合理的に除去できないまたはリスクを十分に低減できない危険源に対してリスクの低減のために実施する。安全防護による方策は次の2つです。

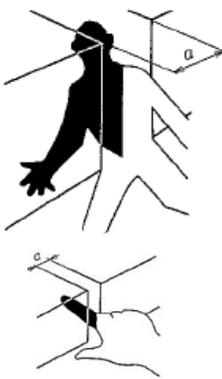
- ①ガードの設置により人と危険源を空間的に分ける。(隔離の原則)
- ②保護装置の設置により人と危険源を時間的に分ける。(停止の原則)

必要な距離に関しては、

- JIS B 9711:2002 「機械類の安全性—人体部位が押しつぶされることを回避するための最小すきま」、
- JIS B 9718:2013 「機械類の安全性—危険区域に上肢と下肢が到達することを防止するための安全距離」、
- JIS B 9715:2013 「械類の安全性—人体部位の接近速度に基づく安全防護物の位置決め」

に詳細な規定がある。

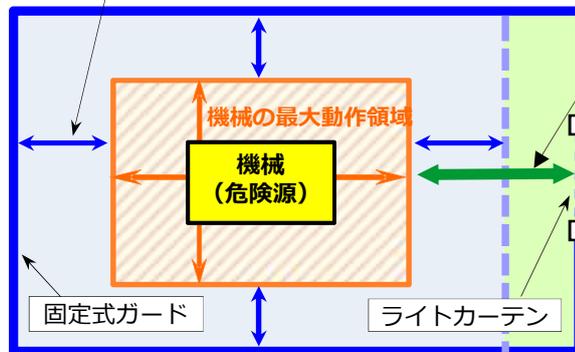
人体部位が押しつぶされることを回避するための最小すきま (JIS B 9711)



身体部分	最小すきま
人体	500
頭 (最悪の位置)	300
脚	180
足	120
つま先	50
腕	120
手・手首・こぶし	100
指	25

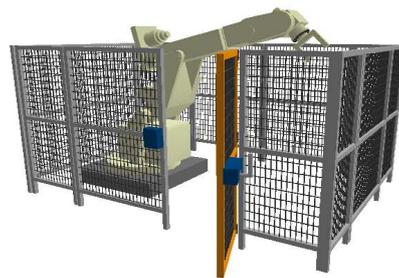
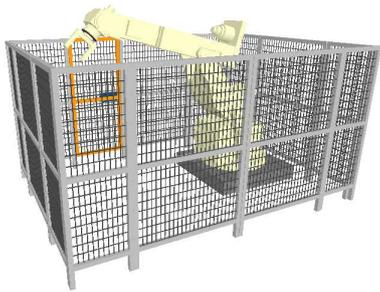
安全防護領域と距離等に関するJIS規格

上肢・下肢の到達距離 (JIS B 9718)
 人体部位の押しつぶし回避最小すきま (JIS B 9711)

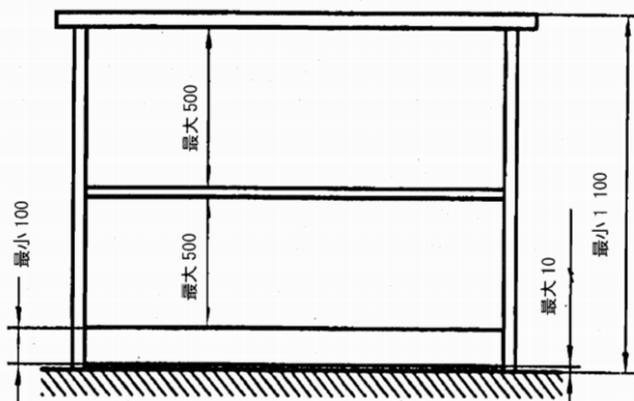


人の接近速度に基づく安全距離 (JIS B 9715)

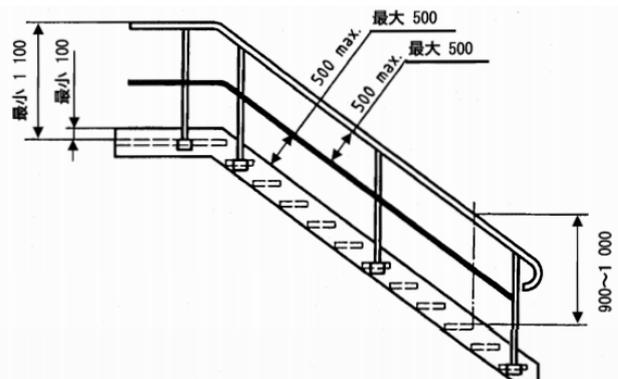
固定式ガードと可動式ガード (JIS B 9716)



階段、手すり等 (JIS B 9713シリーズ)



水平防護柵(JIS B 9713-3)



階段の防護柵(JIS B 9713-3)

単位 mm

4. 実際の機械（システム）に適用される機械安全規格

ミート・チョッパー（肉挽き機/食品機械）、ダイカスト・マシン（高圧アルミ鋳造機）、産業用ロボット、コンベア・システムと動力プレスを取り上げ、それらを設計、製作、使用するにあたって考慮すべき機器の特性と主要な危険源を列挙し、適用すべきリスク低減方策についてメーカーとユーザーが参照することが推奨される機械安全規格を紹介しています。

重要な点として、個別の機械が備えるべき安全仕様は、関連規格を満足する仕様を備えることだけでなく、この機械の関連規格に特に定めのない危険源とリスク低減方策についてもリスクアセスメントを行って別に決定する必要があります。

<参考：機械類の安全性を定める規格>

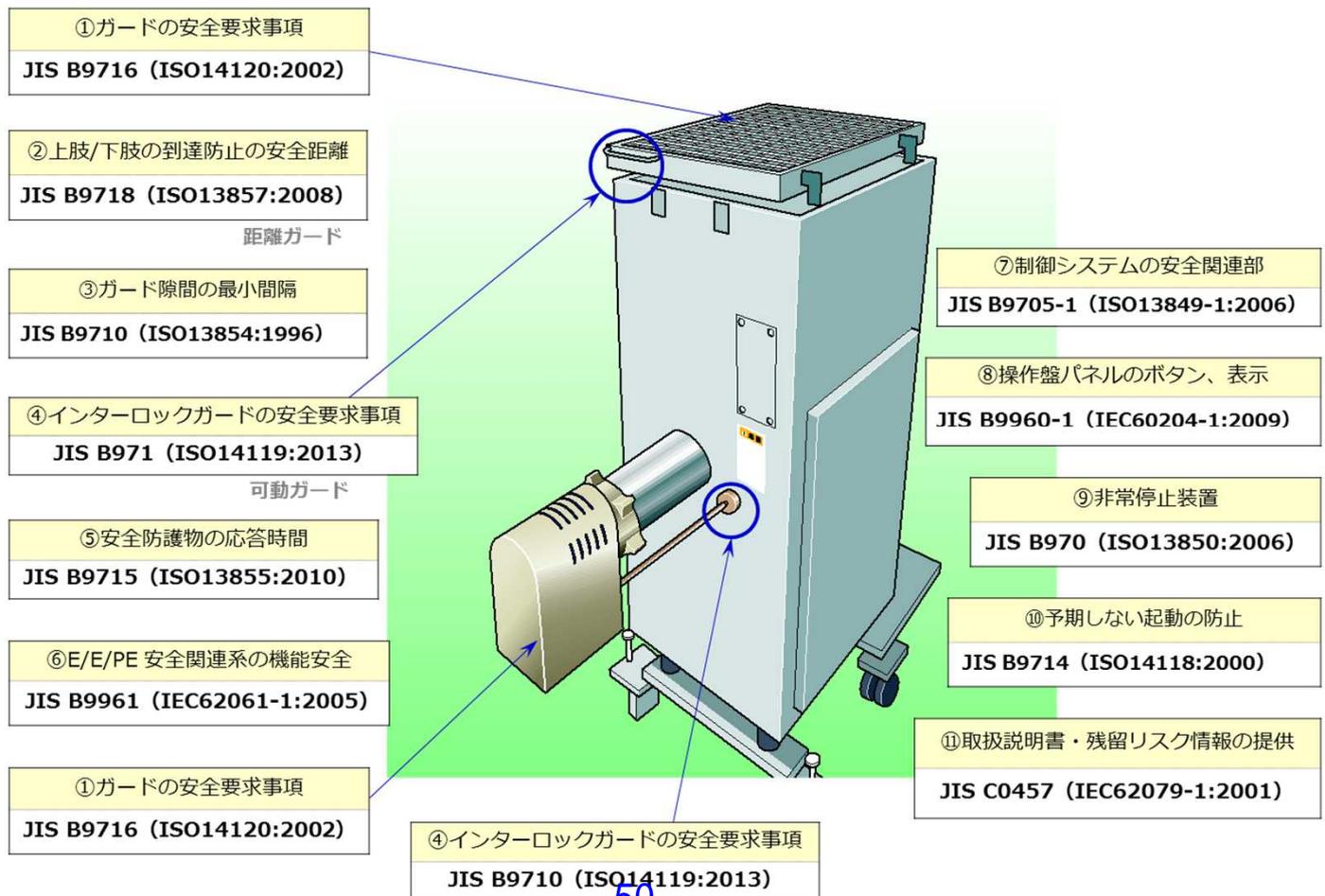
機械類の安全性を定める規格は、数百を超えるほど膨大な数がある。これらの安全規格は、各規格の適用対象別に次の3つのタイプに整理されている。

- タイプA**：基本安全規格（全ての安全規格に共通する概念や基本原則）
- タイプB**：グループ安全規格（広範囲の機械に共通して適用できる保護方策）
- タイプC**：製品安全規格（個別機械、特定のグループに適用できる保護方策）

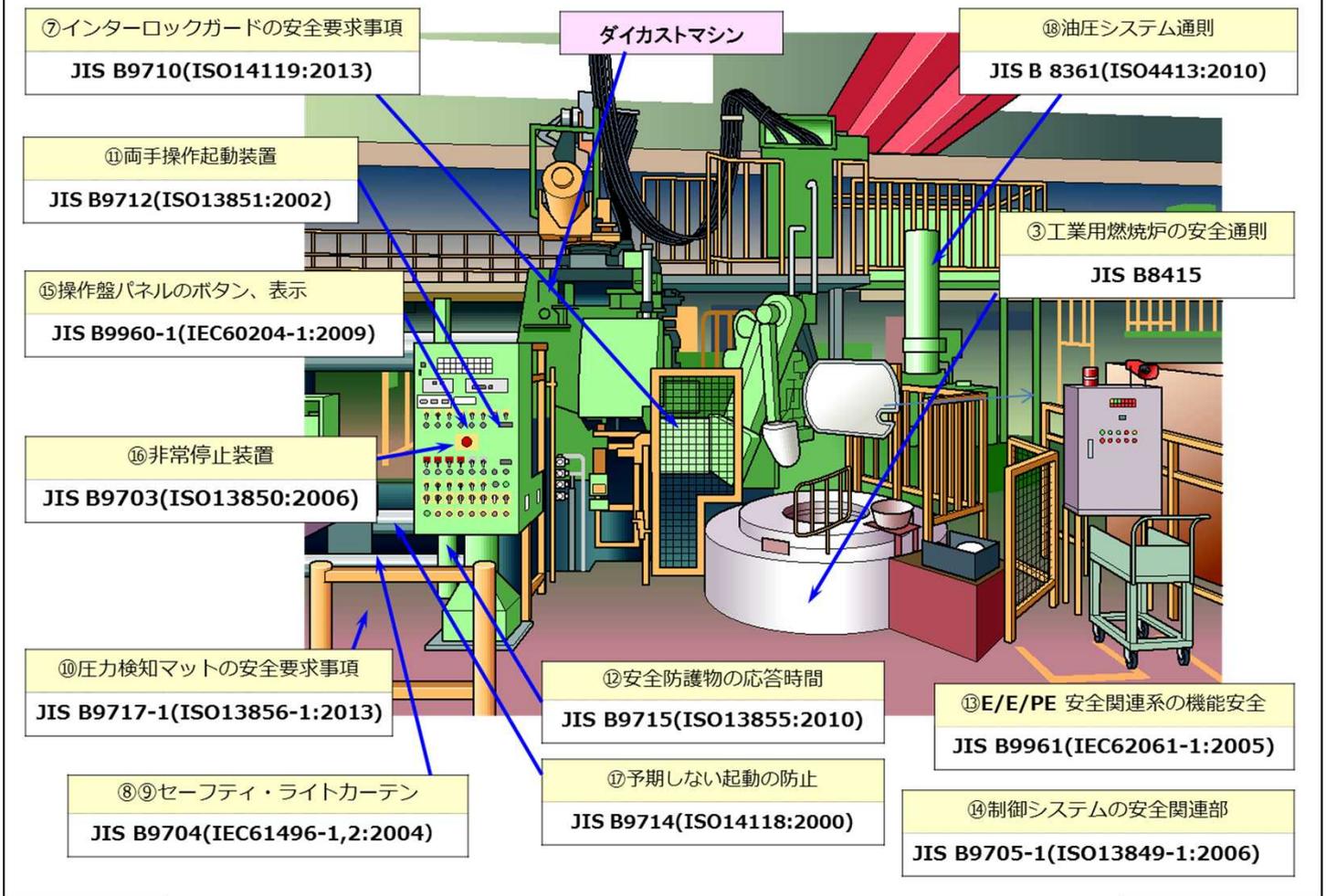
JIS Z 8051 (ISO/IECガイド51) に基づき、階層構造化

規格の種類	JIS規格 (ISO,IEC規格)
基本安全規格 (タイプA規格)	設計のための一般原則－リスクアセスメント及びリスク低減
グループ安全規格 (タイプB規格)	<ul style="list-style-type: none"> ・保護装置（インターロック、ガード、両手操作制御装置など） ・物理量（安全距離、最小隙間など） ・人間工学、音響、振動など
製品安全規格 (タイプC規格)	印刷機械、食品加工機械、木材加工機械、工作機械、プレス、ロボット、工業用マシン、包装・荷造機械、クレーン、繊維機械、産業車両、手持機械（電動等）、農業/林業/園芸用機械、土工機械、建設機械、連続搬送装置など

ミートチョッパー

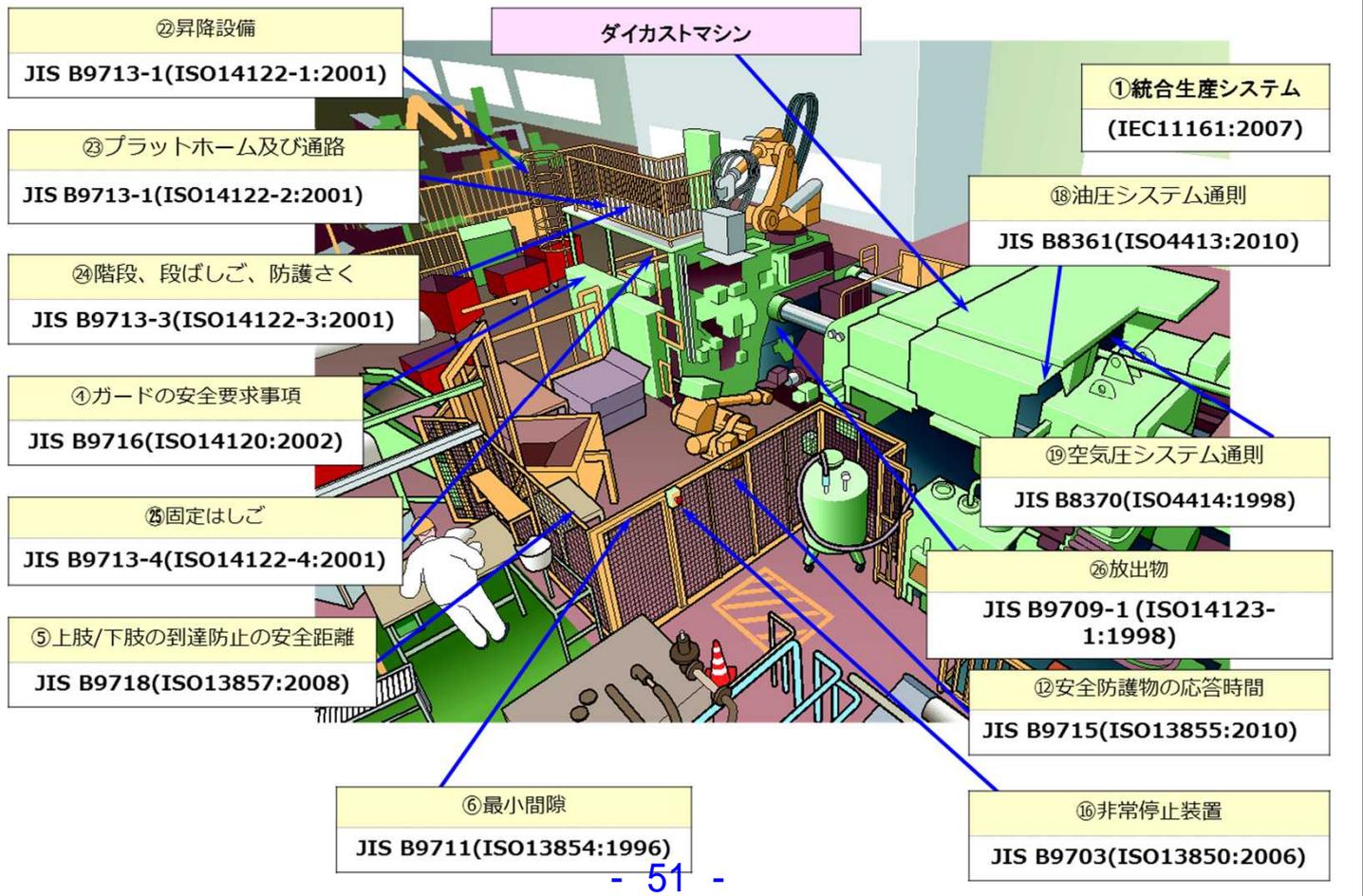


自動化されたダイカストマシンシステム (1)

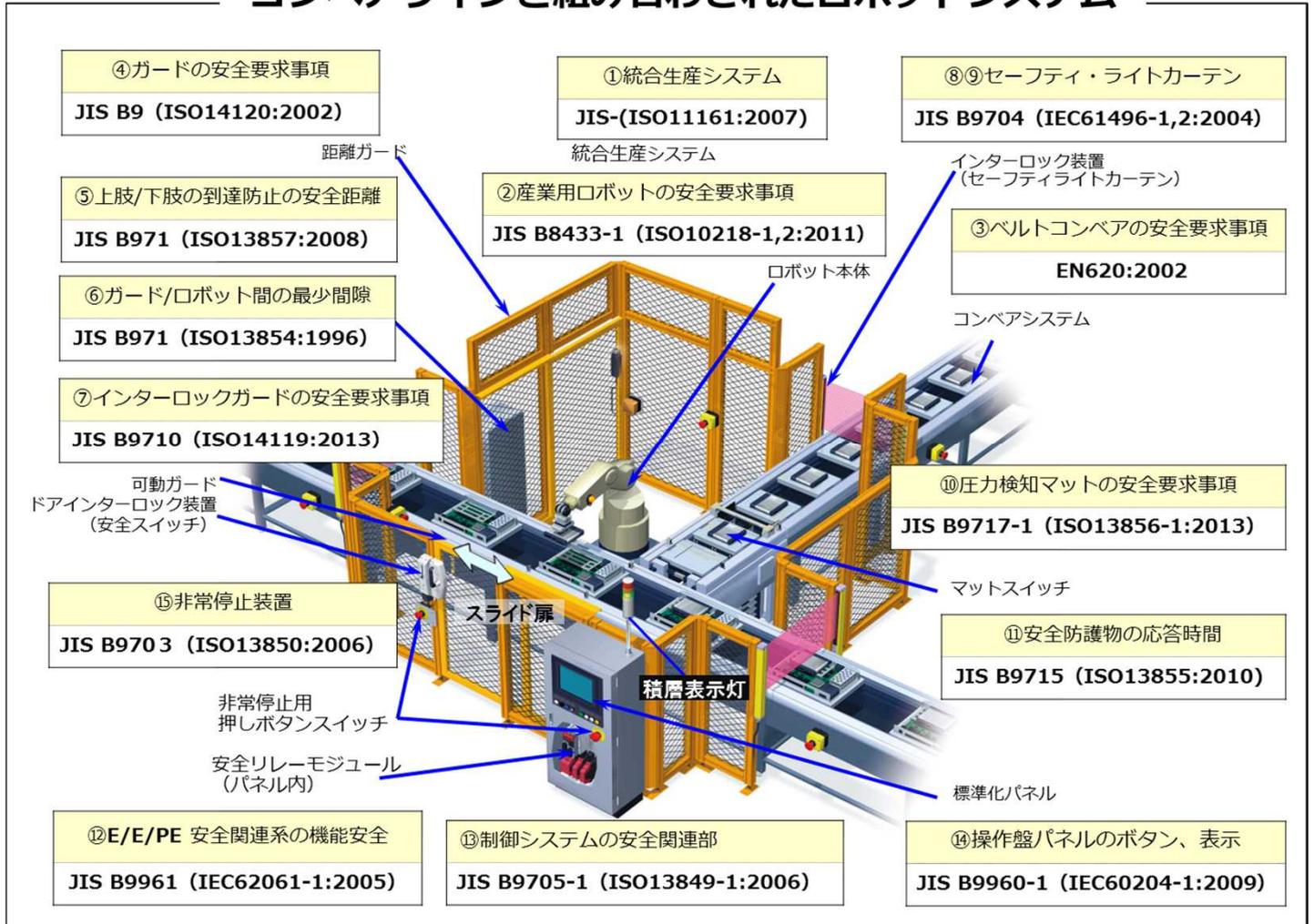


自動化されたダイカストマシンシステム(2)

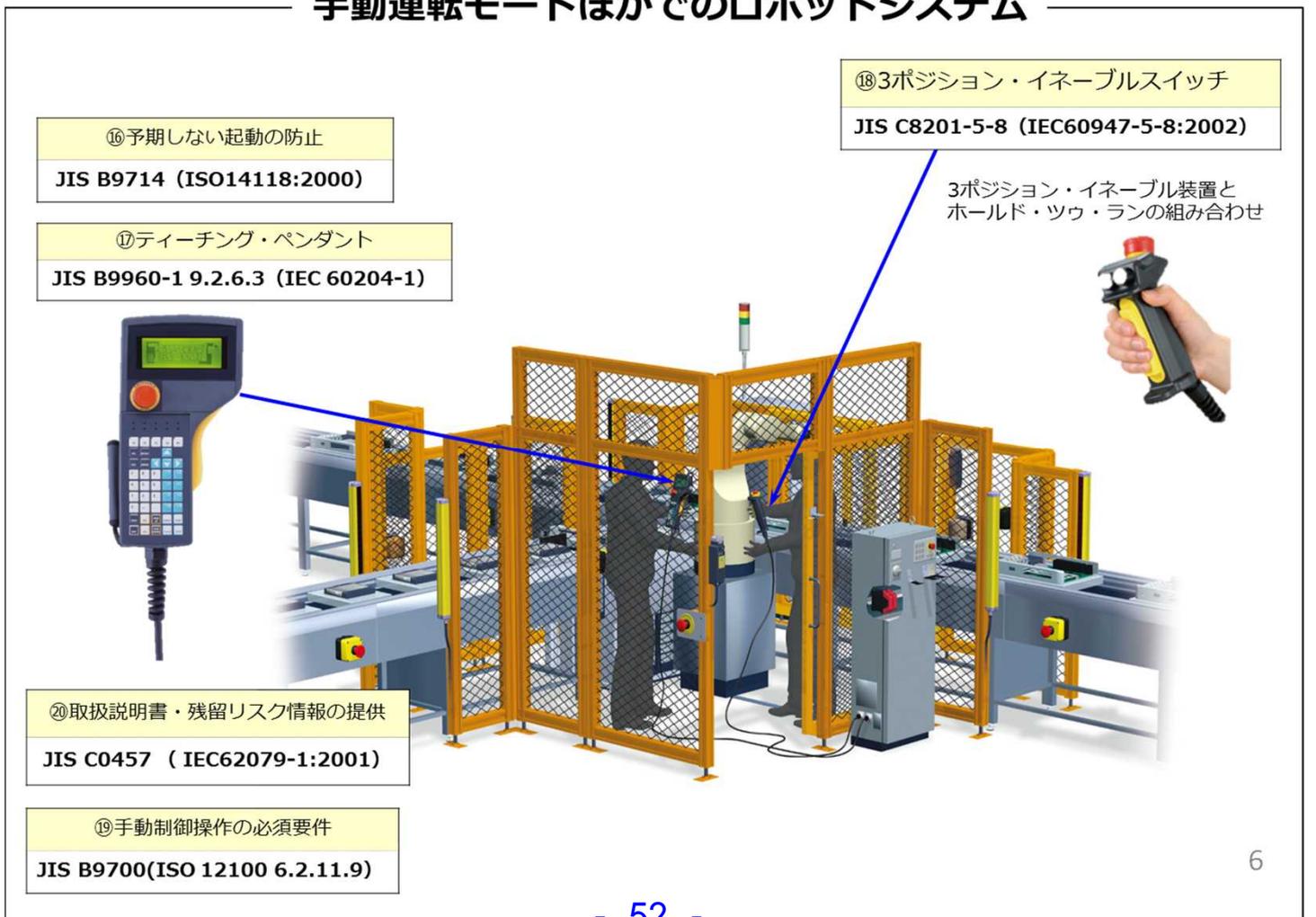
(付帯設備の製品取出し・スプレーロボット、バリ取りプレス、コンベアなどは除く)



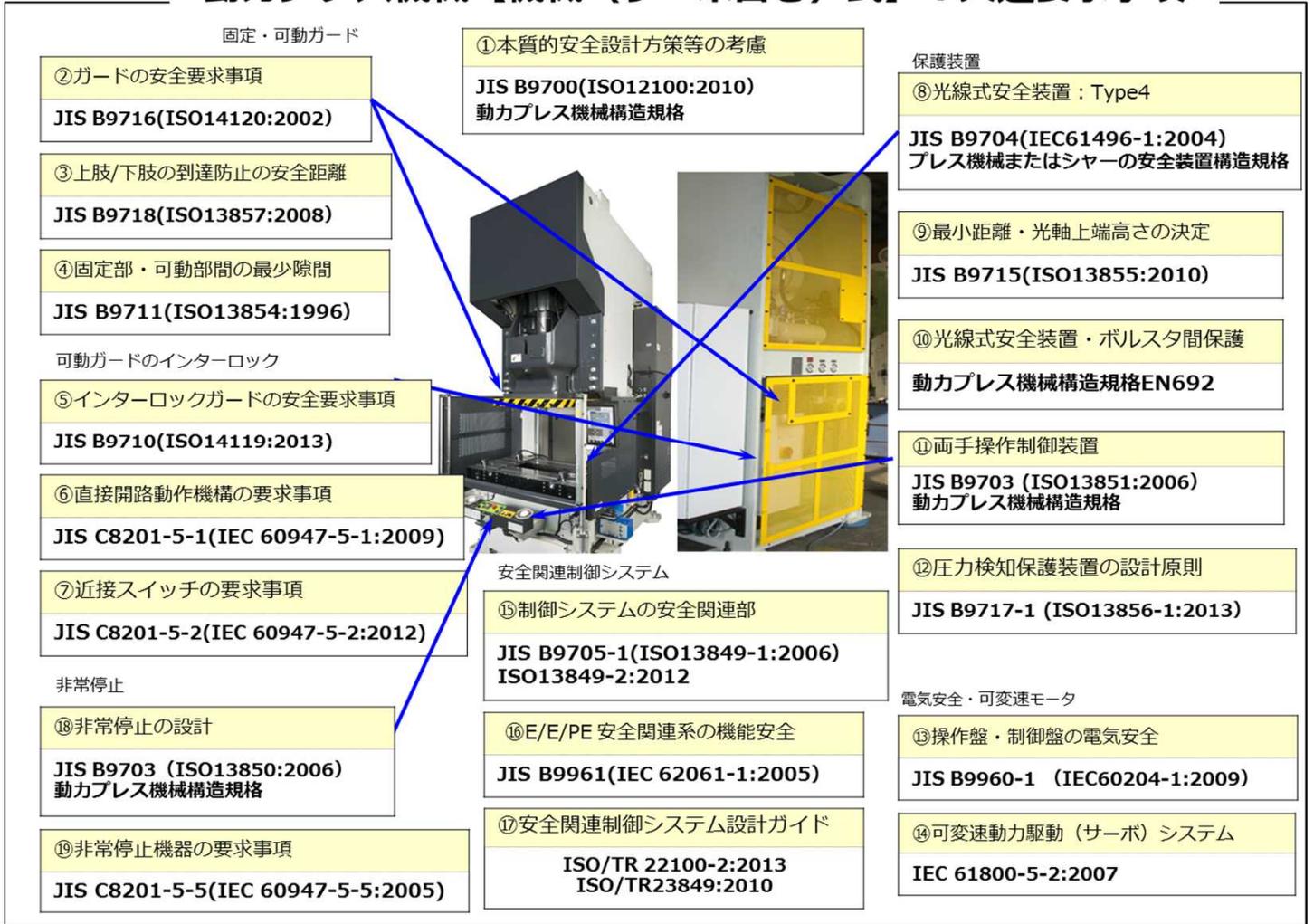
コンベアラインと組み合わされたロボットシステム



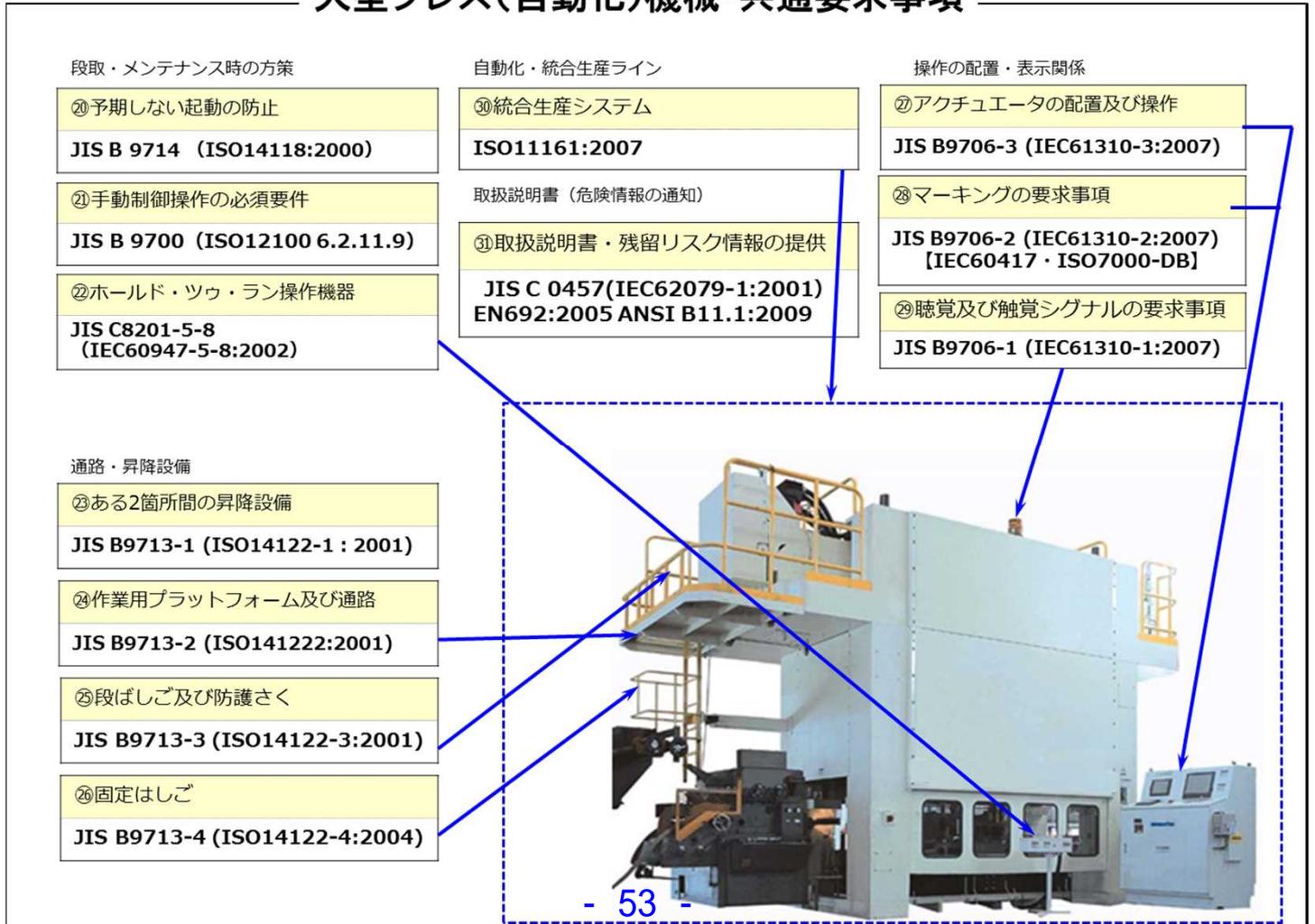
手動運転モードほかでのロボットシステム



動力プレス機械【機械（サーボ含む）式】：共通要求事項



大型プレス(自動化)機械・共通要求事項



5. 「機械包括安全指針」について

機械包括安全指針は、平成13年に国際的な安全規格であるISO12100の国際規格案を参考に作成されました。このように、機械包括安全指針は基本的には国際的な安全規格と整合しています。国際安全規格ISO12100は**機械の設計者**を主な対象として作成されているのに対して、機械包括安全指針は、**機械ユーザー**にも対象を広げて、機械の設計・製造、設置、使用の各段階での保護方策をも対象としています。この指針は、メーカーとユーザーで取り組むべき機械の安全化の手順〔下図参照〕などについて取りまとめたもので、国内の機械安全対策の基本となるものです。

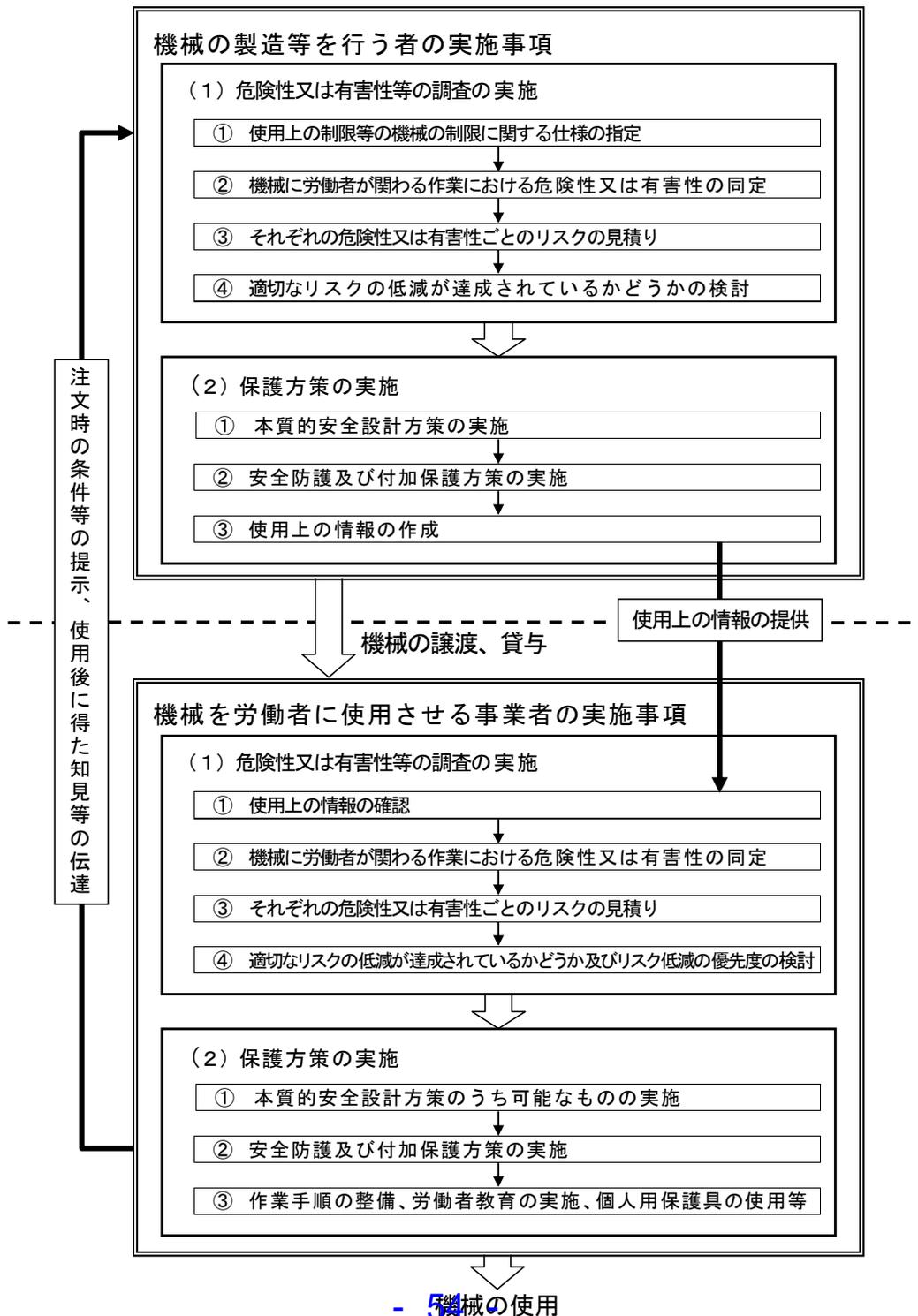
▶機械包括安全指針については、下記URLのリーフレットをご参照ください。

「機械の包括的な安全基準に関する指針」が改正されました。

～機械を安全化し、安全に使用するために～

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei14/dl/ks04.pdf>

機械の安全化の手順



リスクアセスメントを実施しましょう

平成28年6月1日施行の改正労働安全衛生法に基づき、化学物質（労働安全衛生法施行令別表第9に掲げる物質等）について、以下の3点が義務づけられています

- ◆ 事業場における 【 **リスクアセスメントの実施** 】
- ◆ 譲渡・提供時の 【 **安全データシート（SDS）の提供** 】
- ◆ 譲渡・提供時の 【 **容器等へのラベル表示** 】



化学物質を取り扱う事業場では・・・

**ラベルで
アクション**

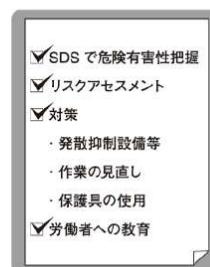
運動実施中



製品が来る



ラベルを見る



今すぐ安全対策

危険性・有害性のある化学品には下記の絵表示(GHSラベル)があります。

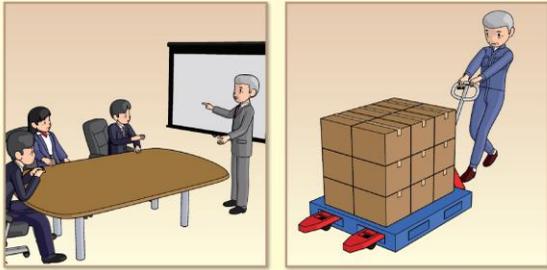


容器等のラベルに危険有害性を示す**GHS絵表示**のついている製品については、メーカー等から提供される**安全データシート(SDS)**を確認し、人体に及ぼす作用や取扱い上の注意を把握しましょう。

SDS等の情報を基に、その化学物質の取扱い業務について**リスクアセスメントを実施**しましょう。

化学物質の危険有害性の情報が適切に伝達され、事業者がその取り扱い状況に応じて適切に管理できるようにすることが重要です。

高年齢労働者の安全と健康

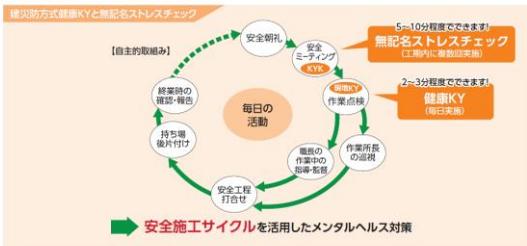


東京労働局労働基準部

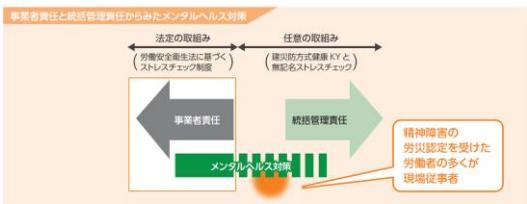
(東京労働局ホームページ <http://tokyo-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp>)

建設現場のメンタルヘルスと職場環境改善

建炎防では、建設現場におけるメンタルヘルスと職場環境改善対策として「**建炎防方式健康KYと無記名ストレスチェック**」の普及に取り組んでいます。



「建炎防方式健康KYと無記名ストレスチェック」とは、建設現場の安全施工サイクルに組み込んで実施する次の2つの取組をいいます。
健康KYは、KY活動において睡眠、食飲、体調に関する3つの問いかけを職長から各作業員に毎日繰り返して、日々の体調の変化を把握する取組です。
無記名ストレスチェックは、安全朝礼等、現場に従事する元請社員、作業員全員が集合する場で一斉に実施するもので、その分析結果を踏まえて、より働きやすい職場環境を実現するための取組で、工期間に複数回実施します。



「建炎防方式健康KYと無記名ストレスチェック」は、建設現場の統括管理体制の中で実施する自主的な取組です。

建設業労働災害防止協会

過重労働による健康障害を防ぐために

過重労働による健康障害の防止のためには、時間外・休日労働時間の削減、年次有給休暇の取得促進等のほか、事業場における健康管理体制の整備、健康診断の実施等の労働者の健康管理に係る措置の徹底が重要です。また、やむを得ず長時間にわたる時間外・休日労働を行わせた労働者に対しては、医師による面接指導等を実施し、適切な事後措置を講じることが必要です。



厚生労働省では、「過重労働による健康障害防止のための総合対策」（平成18年3月17日付け基発第0317008号、平成20年3月7日付け基発第0307006号・平成23年2月16日付け基発0216第3号・平成28年4月1日付け基発0401第72号で一部改正）を策定し、時間外・休日労働の削減、労働者の健康管理の徹底等を推進しています。

- この図は、労務管理に係る心臓血管系の労務認定基準の考え方の基礎となつた医学的検討結果を踏まえたものです。
- 業務の過重性は、労働時間のみによって評価されるものではなく、就業態様の就業態も含めて総合的に評価されるべきものです。
- 「時間外・休日労働」とは、休憩時間を除き1週間あたり40時間を超えて労働させた場合におけるその超えた期間のことです。
- 2～6か月平均で月80時間を超える時間外・休日労働時間は、過去2か月間、3か月間、4か月間、5か月間、6か月間のいずれかの月平均の時間外・休日労働時間が80時間を超えるという意味です。

東京労働局 各労働基準監督署(支署)

治療と職業生活の両立支援サービス

近年、がんの治療は進歩し、がんになっても仕事を辞めず働き続けることができるようになってきました。企業として、社員が治療をしながら安心して働くことができる職場環境を作りましょう。対応にお困りの産業保健スタッフ、人事労務担当者の皆さま、ぜひ各種支援をご利用ください。

支援は全て無料！

サービスの内容

- 個別訪問支援**
これから両立支援に取り組む企業等の依頼を受けて、両立支援促進員（社会保険労務士、MSW、保健師等の専門家）が事業場を訪問し、治療と職業生活の両立支援に関する制度導入の支援や管理監督者、社員等を対象とした意識啓発を図る教育を実施します。
- 事業者啓発セミナー**
平成28年2月に厚生労働省から示された「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」等の普及・啓発を目的とした事業者等を対象とするセミナーを実施します。
- 個別調整支援**
両立支援促進員が、事業場へ向いて個別の患者（社員）に係る健康管理について、事業者と患者（社員）の間の仕事と治療の両立に関する調整支援を行い、両立支援プラン・職場復帰支援プランの作成を助念、支援します。この支援は、患者（社員）又は患者（社員）から主治医の意見書が提出された企業担当者や産業保健スタッフ等からの申出により実施します。
*支援の実現に当たっては、ご本人の同意が必要になります。
- 窓口での相談対応**
治療と職業生活の両立支援に関する相談に、電話、メール、面談等により対応します。
*面談は予約制です。

両立支援に関するご相談や支援内容について、お気軽にお問い合わせください。

両立支援相談窓口（東京労災病院内）
受付時間：月～金曜日（8時15分～12時） 祝日を除く
TEL 03-6423-2277

東京産業保健総合支援センター 相談窓口
受付時間：月～金曜日（13時30分～16時30分） 祝日を除く
TEL 03-5211-4480



詳しい内容はHPをご覧ください

※面談はFAX申込書となっています▶

厚生労働省・産業保健活動総合支援事業

その他、これら労働衛生関係のリーフレットは
厚生労働省のホームページ
などからダウンロードできます



あんぜんプロジェクト



厚生労働省 安全衛生関係リーフレット



職場のあんぜんサイト



STOP！転倒災害プロジェクト



職場の安全、安全週間に関する情報サイト

第91回

全国安全週間

期間 平成30年 7月1日(日) ~ 7日(土)

準備期間 平成30年 6月1日(金) ~ 30日(土)



(公社) 東基連 青梅労働基準協会支部